このマニュアルは、ホームページ(https://www.jeed.go.jp/)、障害者雇用納付金電子申告申請システムのサイト(https://www.nofu.jeed.go.jp/Nofu_Densi/)からダウンロードできます。

障害者雇用納付金 電子申告申請システム

操作マニュアル

2023年1月11日 発行 2023年8月4日 第2版



独立行政法人 **高齡·障害·求職者雇用支援機構** 高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」といいます。) ホームページから申告申請書の作成・送信ができます。 「障害者雇用納付金 電子申告申請システム」

https://www.nofu.jeed.go.jp/Nofu Densi/

▼対象となる納付金等

障害者雇用納付金、障害者雇用調整金、報奨金、特例給付金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金

- ▼初めて申告申請を行う事業主の方
 - →P.31
- ▼過去に電子申告申請システムにて作成・申告申請を行ったデータ(XMLファイル)をお持ちの事業主の方
 - →P.13
- ▼過去にマクロ・Excel様式にて作成・申告申請を行ったデータ(XMLまたはExcel)をお持ちの事業主の方

→P.20

納付金制度に関しては機構ホームページをご確認ください。

https://www.jeed.go.jp/disability/koyounohu/index.html

お問い合わせ先

各都道府県申告申請窓口までお問い合わせください。

チャットボットもご利用ください。

URL:

https://supportbot-admin.userlocal.jp/pages/1a58fd8d890bec028af1

QRコード:



システムの使い方、 疑問点等を尋ねて いただければ、回 答します。

はじめに

本マニュアルは、障害者雇用納付金電子申告申請システム(以下「本システム」といいます。)の操作方法について記載しています。

▼ 本マニュアルの構成について

冒頭では、各機能の概要について説明しています。実際の操作方法については、 概要説明の後のページで説明しています。

▼ 本マニュアルの表記について

本マニュアルは以下の環境で画面を取得しています。

OS	Microsoft Windows10
ソフトウェア	Microsoft Edge

本マニュアル内に記載されている記号は、以下のような意味があります。

記号	意味	
ポイント	操作時のポイントを表しています。	
▲入力時の注意事項	入力時の注意事項を表しています。	
	操作対象または説明対象箇所を示します。	
Гј	画面項目や入力内容等を表しています。 例:「案件情報」	
[]	画面名を表しています。 例:[事業所の追加・修正]画面	
[]	ボタン名を表しています。 例:【登録】をクリックします。	
ر ۲	参照先のタイトルや資料名を表しています。 例:『障害者雇用状況報告書』を確認します。	
→	参照先を表しています。 例:➡ P.33「事業主を登録する」に進みます。	

▼推奨環境について

本システムを利用する際の推奨環境は以下のとおりです。

ブラウザ	Microsoft Edge, Google Chrome	
OS Microsoft Windows 10,11		
PDF印刷ソフト	Adobe Acrobat Reader	

▼本システム及び本マニュアル記載内容の商標等

- ・Microsoft Edge、Microsoft Windows、Internet Explorerは、米国Microsoft Corporation の登録商標、商標または商品名称です。
- ・Google Chromeは、米国Google LLC の登録商標、商標または商品名称です。
- ・QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- ・その他、記載されている会社名、製品名等は、各社の登録商標または商標です。

▼nofumail@nofu.jeed.go.jp の受信設定について

・電子申告申請用ID・パスワードの通知や審査結果メールは、当該メールアドレスから送付されますので、電子申告申請を行う事業主の方は事前に受信できるよう設定してください。

▼電子申告申請システムの申告申請書等送信可能時間について

電子申告申請システムで申告申請書を作成することは24時間可能です。作成し た申告申請書等の送信可能時間は以下のとおりです。

令和6年4月1日~令和7年3月31日 5:00~23:00(土・日・祝日含む)

- ※申告申請期限直前はシステムが混み合うことが予想されます。早めの申告申請 をお願いします。
- ※上記送信可能時間のなかでメンテナンスによりシステムの利用を一時停止することがございます。システム停止時間については機構ホームページをご確認ください。

目次

1章 共通操作	1
共通操作・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	······ 2 ······ 4 ····· 5 ····· 6
2章 申告申請書を作成する	8
1 データを利用して作成する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10 22 31 33 35 47 65
3章 作成した申告申請書を送信する	109
申告申請書を送信する	··· 112
1 ID・パスワード新規発行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	···· 136
5章 事業主情報の届出を行う	146
1 住所、名称等変更届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	···· 148 ···· 152 <u>※</u> 2

※1 住所、名称等変更届出

住所等の変更を反映させた申告申請書をご提出いただく場合は、この変更届の提出は必要ありません。

※2 吸収合併、相続、廃止等届出 最寄りの各都道府県申告申請窓口までお問合せください。

1章 共通操作

共通操作	作P	. 2
1	ボタンの操作について	P. 2
2	処理完了メッセージについて(1)	P. 4
3	処理完了メッセージについて(2)	P. 4
4	入力する項目について	P. 5
5	一覧について	P. 6
6	ログアウトについて	P 7

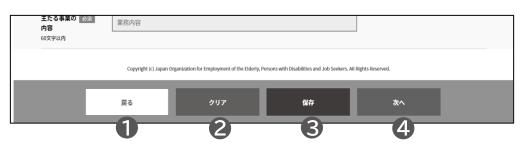
申告申請等の作成方法等

共通操作

(1) ボタンの操作について

本システム操作中に、画面下部にボタン群が表示されます。

表示される代表的なボタン群は以下のとおりです。ボタンをクリックすると、ボタンに書かれている処理を実行します。また、どの画面で表示された場合も同じ処理となります。



1 戻る

1つ前の画面に戻ります。

3 保存

入力内容を申告申請書保存データファイルとして任意のフォルダに保存することができます。

入力を中断する場合、保存した内容を 後から呼び出して、続きから入力するこ とができます。

→ P. 9「データを利用して作成する」 参照

ポイント ▶ 電子申告申請データの 保存先

電子申告申請システムで作成した XMLファイルは、デフォルトでは 「ダウンロード」フォルダに保存され ることが多いです。まずはお使いの パソコンの「PC」→「ダウンロード」 フォルダを探してみてください。

2 クリア

入力内容をすべて消去します。

4 次へ

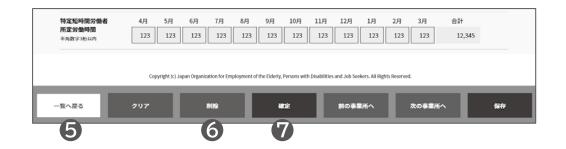
次の画面に進みます。

ポイント 場合

画面が拡大されていることで見切れているので、キーボードを使用してちょうどよい大きさになるまで以下の操作をしてください。

【Windowsの一般的な操作方法】

- ・画面縮小する場合は、「Ctrl」キー を押しながらマイナスキー(=と-) を押します。
- ・画面拡大する場合は、「Ctrl」キー を押しながらプラスキー(+と;)を 押します。





5 一覧へ戻る

- 一覧画面から遷移した場合に表示され、 一覧画面に戻る場合にクリックします。
- 7 確定

入力した内容にエラーがないかチェック する場合にクリックします。エラーがあ る場合はエラー内容が表示されるため、 該当項目を修正してください。

エラーがない場合は、処理完了メッセー ジが表示されます。



6 削除

登録している事業所情報や障害者情報などを削除する場合にクリックします。

8 はてなマーク

該当ボタンに、詳細説明がある場合に表示されます。マウスポインタを合わせると吹き出しが表示され、内容を確認することができます。

ポイント▶ タイムアウト

30分以上入力がないと自動的にタイムアウトする仕様となっています。

タイムアウト前に入力内容を保存していないと消えてしまいますので、ご注意ください。 そのため、一定時間入力されないときは、こまめに入力内容を

保存してください。

→ P. 2「③ 保存」参照

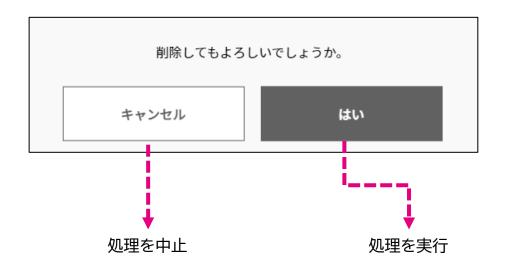
処理完了メッセージについて(1)

操作ボタンの【確定】、【保存】をクリックすると、エラーがない場合は、処理が完了したことを知らせるメッセージが表示されます。【OK】をクリックしてメッセージを閉じてください。メッセージを閉じると、元の画面に戻ります。

入力内容を確定しました。 OK

3 処理完了メッセージについて(2)

操作ボタンの【削除】をクリックすると、削除を実行してよいかについて、 処理完了メッセージが表示されます。【はい】を選択すると削除を実行し、 処理完了メッセージが表示されます。【キャンセル】を選択すると、削除を 中止し、元の画面に戻ります。



4 入力する項目について

入力する項目の操作は以下のとおりです。<mark>必須</mark>と表示されている項目 は必ず入力してください。



1 テキストボックス

クリックして内容を入力します。入力する桁数に指定がある場合があります。 項目名のそばに記載されている内容を確認し入力してください。



文字種の指定あり 半角文字で入力

文字種の指定なし

はてなマーク

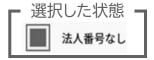
該当項目に、詳細説明がある場合に表示されます。マウスポインタを合わせると吹き出しが表示され、内容を確認することができます。

5 ラジオボタン

クリックして選択/非選択を切り替えます(複数項目ある場合は、単一項目のみ 選択可。)。

2 チェックボックス

クリックして選択/非選択を切り替えます(複数項目ある場合は、複数選択可。)。



4 ドロップダウンリスト

▼をクリックすると、一覧が表示されます。表示された一覧から該当項目を選択します。

6 カレンダーボタン

日付を入力する欄 に表示されます。

ボタンをクリックすると、カレンダーが表示され、カレン ダーから該当の日付を選択します。



5 一覧について

一覧画面(事業所の登録、障害者の登録時に表示)の表示・操作は以下のとおりです。



1 検索結果件数

検索結果件数が表示されます。現在表示されている件数および括弧内に総件数が表示されます。

会 絞り込み

検索結果一覧を絞り込みます。以下の 絞り込み指定が表示されます。絞り込 むための条件を指定して、【検索】をク リックします。



※表示される項目は画面によって 異なります。

2 ページ切替え

検索結果一覧のページを切り替えます。

最初:先頭(1件目)のページに切替え

前へ:現在表示されているページの前

のページに切替え

ページ数:▼をクリックして該当の検索

結果ページに切替え

次へ:現在表示されているページの次

のページに切替え

最後:最後のページに切替え

4 並べ替え

検索結果一覧を並べ替えます。以下の 並べ替え指定が表示されます。並べ替 えの条件を指定して、【閉じる】をクリッ クします。



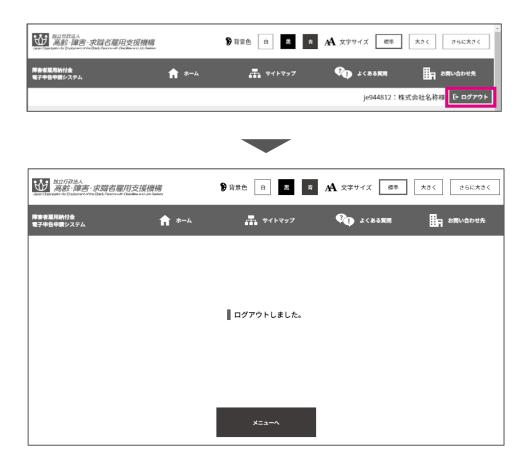
昇順:文字の場合は、あ→んの順、アルファベットの場合は、A→Zの順、数字の場合は小さい方から順に並べ替えます。

降順:昇順の逆順で並べ替えます。

※表示される項目は画面によって 異なります。

6 ログアウトについて

【ログアウト】ボタンをクリックするとログアウトします。



<u>ブラウザを閉じた場合</u>、または<u>作成途中にホームに戻る</u>と<u>今まで入力したデータは消えてしまいます。</u>新規にデータを入力した際は、こまめに保存ボタンをクリックし、保存データ(XMLファイル)を保存してください。

2章 申告申請書を作成する

「事業所情報」「障害者情報」については、普段 お使いの人事・労務ソフト、Excelファイルから、 所定のCSVフォーマットに合わせたCSVファイル を作成することにより取り込むことができます。

1	データを利用して作成する P. 1 保存データの取込 P. 2 事業主作成CSVの取込 P. 2	_
2	新たに作成する	33 35 47
3	申告申請書の入力例P. 8	36

1 データを利用して作成する

過去に作成・保存したデータを取り込み、申告申請書を作成します。

また、新たに作成した事業所情報CSVファイルまたは障害者情報CSVファイルを取り込み、申告申請書を作成することができます。

操作の流れ

手順 **1**

開始

メインメニューから申告申請年度を指定して、申告申請書の作成を開始する

手順 **2**

データ取込

入力途中のデータまたは過去に作成・ 保存したデータを利用する場合

1 保存データの取込

事業主が作成したCSVファイルを利用 する場合

2 事業主作成CSVの取込

手順 **3**

申告申請書の作成

手順2で取り込んだデータをもとに、以 下にしたがって、申告申請書を作成する

- 1 事業主を登録する
- 2 事業所を登録する
- 3 障害者を登録する
- 4 申告申請額の確認・追加情報を登録する

3章に進む

1 保存データの取込

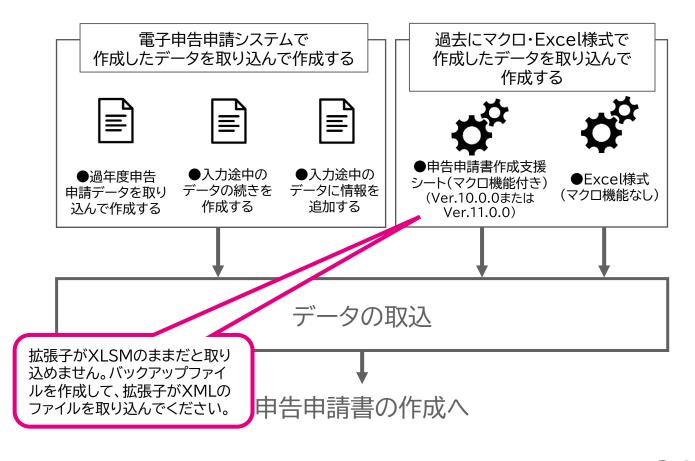
過去に作成したデータを利用して申告申請書を作成する操作手順について説明します。以下のメニューがあります。

- ●「過年度申告申請データを取り込んで作成する」
- ●「入力途中のデータの続きを作成する」
- ●「入力途中のデータに情報を追加する」

本システムの保存ボタンから保存した入力途中のデータを使用して、続きの作業を実施する場合に使用するメニューです。

- ●「過去にマクロ・Excel様式で作成したデータを取り込んで作成する」 申告申請書作成支援シート(マクロ機能付き)またはExcel様式(マクロ 機能なし)で作成されたデータを使用して申告申請書を作成する場合に 使用するメニューです。
- ※申告申請書作成支援シートは、事業所数299所・障害者数1,999名まで入力可能です。

いずれも操作手順は同じで、[保存データの取込]画面でデータを取り込みます。



開始・・> データ取込・・・ 申告申請書の作成・・・ 申告申請書の送信・印刷・・・ 終了



- ① 申告申請年度を選択し、
- ②【データを利用して作成する】をクリックします。

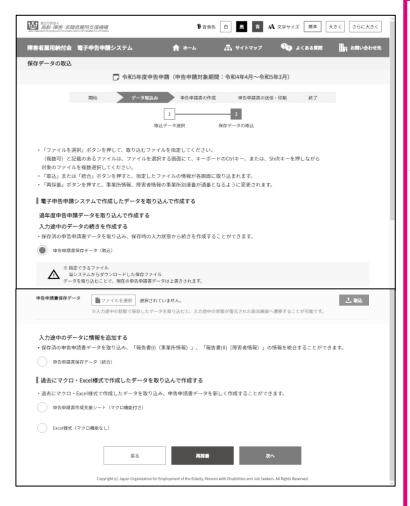


[取込データ選択]画面が表示されます。

◆ 取り込むデータを選択する

【保存データの取込】をクリッ クします。

※事業主作成CSVを取り込む 場合➡ P. 22「事業主作成 CSVの取込」参照



[保存データの取込]画面が表示されます。

- ◆ 電子申告申請システムで作成したデータを取り込んで作成する
- ※過年度申告申請データを取り込んで作成する場合
 - → P. 13「過年度申告申請 データを取り込んで作成す る」参照
- ※入力途中のデータの続きを 作成する場合➡ P. 15「入 力途中のデータの続きを取 り込んで作成する」参照
- ※入力途中のデータに情報を 追加する場合⇒ P. 17「入 力途中のデータに情報を追 加する」参照
- ◆ 過去にマクロ・Excel様式 で作成したデータを取り込ん で作成する
- ※過去にマクロ・Excel様式で 作成したデータを取り込ん で作成する場合
 - ➡ P. 20「過去にマクロ・ Excel様式で作成したデー 夕を取り込んで作成する」参 照

電子申告申請システムで作成したデータを取り込んで作成 する

過年度申告申請データを取り込んで作成する → P. 13 入力途中のデータの続きを取り込んで作成する → P. 15 入力途中のデータに情報を追加する → P. 17

過年度申告申請データを取り込んで作成する

過年度の申告申請に使用したXMLファイルを取り込み、当年度の申告申請書 を作成します。



- ◆ 作業を選択する
- ①「申告申請書保存データ (取込)」を選択します。
- ◆ ファイルを選択する
- ② 【ファイルを選択】をクリックします。

「※指定できるファイル」をご確認のうえ、ファイルを選択してください。



[開く]画面が表示されます。

ファイルを選択し、【開く】をク リックします。



[保存データの取込]画面に戻ります。

◆ ファイルを取り込む

選択したファイルでよければ 【取込】をクリックします。

www.nofu.jeed.go.jpの内容 申告申請書保存データを取り込みますか?※現在入力途中のデータは上書きされます。 確認メッセージが表示されま す。

取り込みを続行する場合は 【OK】を、処理を中止する場合 は【キャンセル】を選択します。



取込が完了すると確認メッセージが続けて表示されます。

申告申請年度を当年度に変換する場合は【OK】を、[保存データの取込]画面に留まる場合は【キャンセル】を選択します。

▲ 入力時の注意事項

過年度に申告申請をしたデータを取り込み、申告申請年度を当年度に変換した場合は、過年度入力したデータが反映されていますので、内容を確認し修正もれのないよう注意してください。

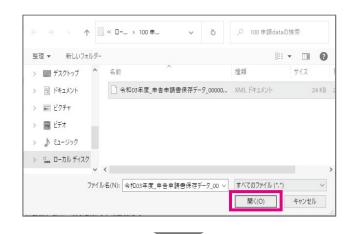
入力途中のデータの続きを取り込んで作成する

電子申告申請システムで途中まで作成した保存済みの申告申請書データを取り込み、保存時の入力状態から続きを作成します。



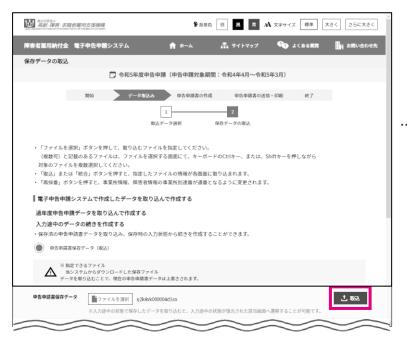
- ◆ 作業を選択する
- ①「申告申請書保存データ(取込)」を選択します。
- ◆ ファイルを選択する
- ② 【ファイルを選択】をクリックします。

「※指定できるファイル」をご確認のうえ、ファイルを選択してください。



[開く]画面が表示されます。

ファイルを選択し、【開く】をクリックします。



[保存データの取込]画面に戻ります。

◆ ファイルを取り込む

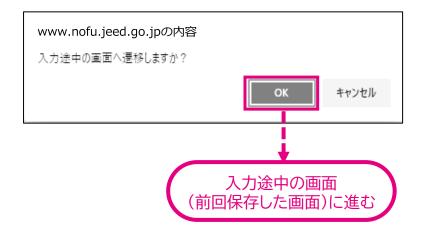
選択したファイルでよければ 【取込】をクリックします。

www.nofu.jeed.go.jpの内容 申告申請者保存データを取り込みますか?※現在入力途中のデータは上書きされます。

確認メッセージが表示されま す。

取り込みを続行する場合は 【OK】を、処理を中止する場合 は【キャンセル】を選択します。

ファイルを取り込むことで、現 在の申告申請データは上書き されます。



取込が完了すると確認メッセージが続けて表示されます。

入力途中の画面に進む場合は 【OK】を、[保存データの取込] 画面に留まる場合は【キャンセル】を選択します。

入力途中のデータに情報を追加する

電子申告申請システムで途中まで作成した保存済みの申告申請書データを取り込み、「事業所情報」「障害者情報」を統合します。



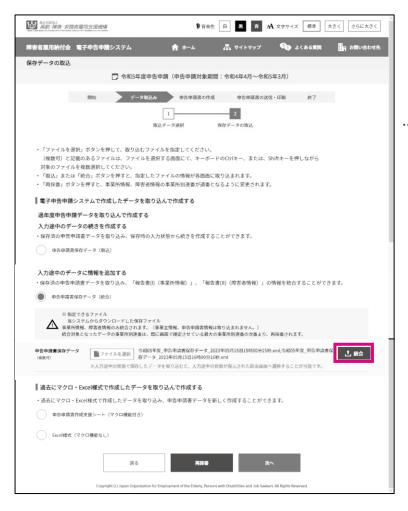
- ◆ 作業を選択する
- ①「申告申請書保存データ (統合)」を選択します。
- ◆ ファイルを選択する
- ② 【ファイルを選択】をクリックします。

「※指定できるファイル」をご確認のうえ、ファイルを選択してください。



[開く]画面が表示されます。

ファイルを選択し、【開く】をクリックします。



[保存データの取込]画面に戻ります。

◆ ファイルを取り込む

選択したファイルでよければ 【統合】をクリックします。

ポイント▶ 統合

されます。

「申告申請書保存データ (統合)」で選択したファイルを取り込み、事業所情報と障害者情報を追加情報として統合します。 このとき、統合対象データの事業所別連番は、統合処理実施時点で確定済み

となっている事業所別連 番の次の番号から再採番

申告申請書保存データを取り込みますか?※現在入力途中のデータは上書きされます。

OK キャンセル

確認メッセージが表示されま す。

取り込みを続行する場合は 【OK】を、処理を中止する場合 は【キャンセル】を選択します。

入力途中のデータが含まれて いた場合、さらに確認メッセー ジが表示されます。

対象の登録・修正画面に進む場合は【OK】を、[保存データの取込]画面に戻る場合は 【キャンセル】を選択します。



[保存データの取込]画面に戻ります。

【次へ】をクリックします。

→ P. 33「事業主を登録する」に進みます。

ポイント▶ 再採番ボタン

事業所別連番に空き番が ある場合に、通番となる よう採番します。

→ P. 45「事業所別連番の再採番」参照

過去にマクロ・Excel様式で作成したデータを取り込んで作成する

過去にマクロ・Excel様式で作成したデータのバックアップデータ(XMLファイル)を取り込んで作成します。



- ◆ 作業を選択する
- ①「申告申請書作成支援シート(マクロ機能付き)」または「Excel様式(マクロ機能なし)」を選択します。
- ◆ ファイルを選択する
- ② 【ファイルを選択】をクリックします。

「※指定できるファイル」をご確認のうえ、ファイルを選択してください。

← → ^		ρ
整理 ▼ 新しいフォルダー	- III	0
■ PC	種類	ŧ
	XML ドキュメント	
♣ ダウンロード		
□ デスクトップ		
僧 ドキュメント 🗸 🕻		>
ファイル名(N): 申告・申請告バックアップデータ_202 ∨ すべてのファイ	IL	~
關〈(O)	キャンセ	JV

[開く]画面が表示されます。

ファイルを選択し、【開く】をクリックします。

Excel様式(マクロ機能なし)を 取り込む場合「.xlsx」のファイル を選択して、開くをクリックして ください。



[保存データの取込]画面に戻 ります。

◆ ファイルを取り込む

選択したファイルでよければ 【取込】をクリックします。

ファイルを取り込むことで、現 在の申告申請データは上書き されます。



[保存データの取込]画面に戻 ります。

【次へ】をクリックします。

- → P. 33「事業主を登録する」に進みます。
- ※事業主作成CSVを取り込む 場合⇒ P. 22「事業主作成 CSVの取込」参照

ポイント▶ 再採番ボタン

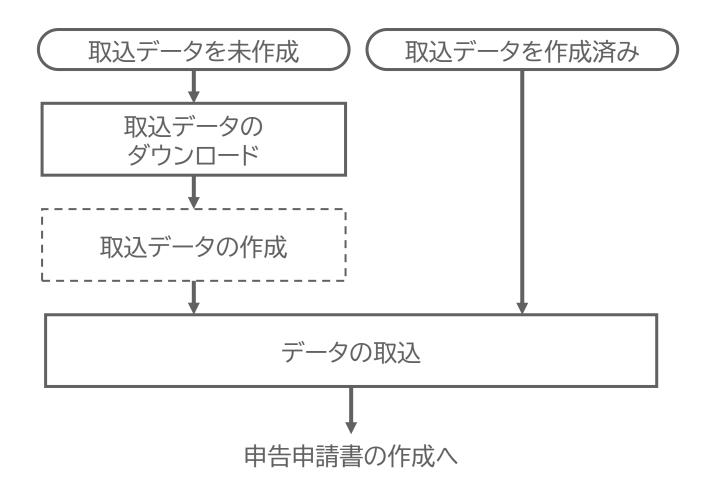
事業所別連番に空き番が ある場合に、通番となる よう採番します。

→ P. 45「事業所別連番の再採番」参照

2 事業主作成CSVの取込

事業主が作成した事業所情報CSVファイルまたは障害者情報CSVファイルを取り込み、申告申請書を作成する操作手順について説明します。

事業主が保有する人事・労務ソフトから出力したCSVファイルがある場合は、その内容を所定のCSVフォーマットに合わせることによりデータを取り込むことができます。





申告する年度を選択し、
 「データを利用して作成する」をクリックします。



[取込データ選択]画面が表示されます。

◆ 取り込むデータを選択する

【事業主作成CSVの取込】をクリックします。

※保存データを取り込む場合▶ P. 10「保存データの取込」参照

[事業主作成CSVの取込]画面が表示されます。

本システムに取り込むための 事業所情報CSVファイルまた は障害者情報CSVファイルの フォーマットをダウンロードす る場合、利用条件を確認しま す。

- → 作成済みの事業所情報 CSVファイルまたは障害者情報CSVファイルがある場合、 P. 26「◆ 作成したファイルを 選択する」に進みます。
- ◆ 利用条件を確認する

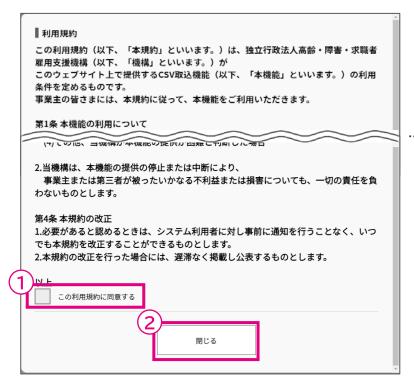
「CSV取込機能の利用条件」 のリンクをクリックします。

[利用規約]画面が表示されま す。

◆ 利用規約を確認する

利用規約をご確認の上、同意して本メニューを使用する場合は、①「この利用規約に同意する」のチェックボックスにチェックを入れ、②【閉じる】をクリックします。

利用規約に同意しない場合、 ダウンロードを中止する場合 は、【閉じる】をクリックします。



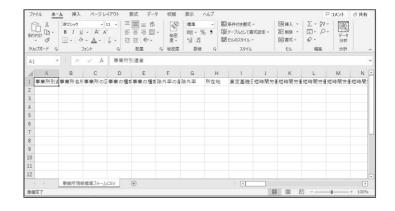


[事業主作成CSVの取込]画面に戻ります。

「事業所情報CSVファイル」および「障害者情報CSVファイル」の「標準フォーム」「記入要領」「サンプル」の各ファイルが、ダウンロードできる状態になります。

ダウンロードするファイルのボ タンをクリックし、ファイルをダ ウンロードします。

※記入要領およびサンプルのダウンロードは任意です。



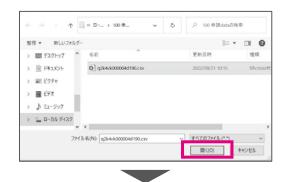
ダウンロードした標準フォーム に入力し、取込データを作成し ます。

▲ 入力時の注意事項 → P. 29



◆ 作成したファイルを選択する

作成したファイルに応じて、「事業所情報CSVファイル」または「障害者情報CSVファイル」の【ファイルを選択】をクリックします。



[開く]画面が表示されます。 ファイルを選択し、【開く】をク リックします。



◆ ファイルを取り込む

選択したファイルでよければ【取込】をクリックします。



確認メッセージが表示されま す。

処理を続行する場合は【OK】 を、処理を中止する場合は 【キャンセル】を選択します。

ポイント▶エラー表示

入力内容に誤りがある場合は、エラーメッセージが表示されます。メッセージ に従い、該当項目を修正してください。



処理完了メッセージが表示されます。



[事業主作成CSVの取込]画面に戻ります。

【次へ】をクリックします。

→ P. 33「事業主を登録する」に進みます。

ポイント 登録内容確定

取込んだ事業所情報や障害者情報の登録内容を確認し確定させることが必要です。

▲ 入力時の注意事項

事業主作成CSVフォーマットの入力規則は以下のとおりです。

事業所情報CSVファイルの入力項目

No.	項目名	入力値
1	事業所別連番	半角数字3桁
2	事業所名称	全角80文字以内
3	事業所の区分	半角数字1桁 1:特例子会社等の 認定を受けた事業所 2:就労継続支援A 型事業所
4	事業の種類	全角40文字以内
5	事業の種類 補足	全角50文字以内
6	除外率の産業分類	半角英数3桁
7	除外率	半角数字3桁
8	所在地	全角70文字以内
9	算定基礎日	半角数字2桁
10	短時間労働者以外の常用雇用労働者数4月(5月~3月も 同様)	半角数字6桁
11	短時間労働者以外の常用雇用労働者数 合計	半角数字8桁
12	短時間労働者数4月(5月~3月も同様)	半角数字6桁
13	短時間労働者数 合計	半角数字8桁
14	短時間労働者以外の常用雇用労働者の所定労働時間4月 (5月~3月も同様)	半角数字3桁
15	短時間労働者以外の常用雇用労働者の所定労働時間 合計	半角数字5桁
16	短時間労働者の所定労働時間4月(5月~3月も同様)	半角数字3桁
17	短時間労働者の所定労働時間 合計	半角数字5桁
18	特定短時間労働者の所定労働時間4月 (5月〜3月も同様)	半角数字3桁
19	特定短時間労働者の所定労働時間合計	半角数字5桁

障害者情報CSVファイルの入力項目

No.	項目名	入力値
1	事業所別連番	半角数字3桁
2	雇用労働者区分	半角数字1桁
3	姓(フリガナ) 名(フリガナ)	全角もしくは半角 30文字以内
4	性別	半角英数1桁
5	生年月日	全角11文字以内
6	手帳番号	全角20文字以内
7	手帳有効期限	全角11文字以内
8	身体障害者 確認番号	半角英数1桁
9	現等級(前等級も同様)	半角数字1桁
10	知的障害者 確認番号	半角英数1桁
11	現程度(前程度も同様)	半角数字1桁
12	精神障害者 確認番号	半角英数1桁
13	現程度(前程度も同様)	半角数字1桁
14	障害者確認書類有無提出要否	半角数字1桁
15	雇入れ年月日、障害者となった年月日、等級等変更年月日、 現離職年月日、転入年月日、転出年月日	全角11文字以内
16	実労働時間月平均	半角数字3桁
17	所定労働時間変動の有無	半角英数1桁
18	所定労働時間4月(5月~3月も同様)	半角数字3桁
19	実労働時間4月(5月~3月も同様)	半角数字3桁
20	所定労働時間 合計	半角数字5桁
21	実労働時間 合計	半角数字5桁

2 新たに作成する

申告申請書の情報を一から入力して作成します。

事業所情報や障害者情報については、CSVファイルを作成して取り込むことが可能です。取り込み方法は、P. 22「事業主作成CSVの取込」を参照してください。

過去のデータや入力途中の保存データを利用して作成する場合は、 P. 10「保存データの取込」を参照してください。

操作の流れ

手順 1

開始

メインメニューから申告申請年度を指定して、申告申請書の作成を開始する

手順 **つ**

申告申請書の作成

以下にしたがって、各画面で申告申請 に必要な情報を入力し、保存する

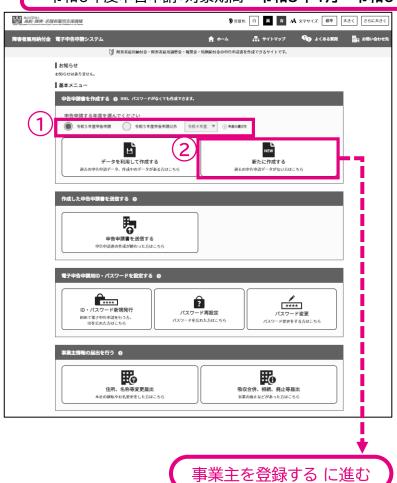
- 1 事業主を登録する
- 2 事業所を登録する
- 3 障害者を登録する
- 4 申告申請額の確認・追加情報を登録する

3章に進む

開始・・> データ取込・・・ 申告申請書の作成・・・ 申告申請書の送信・印刷・・・ 終了

<申告・申請年度とは>

令和6年度申告申請:対象期間=令和5年4月~令和6年3月の雇用状況に基づく内容



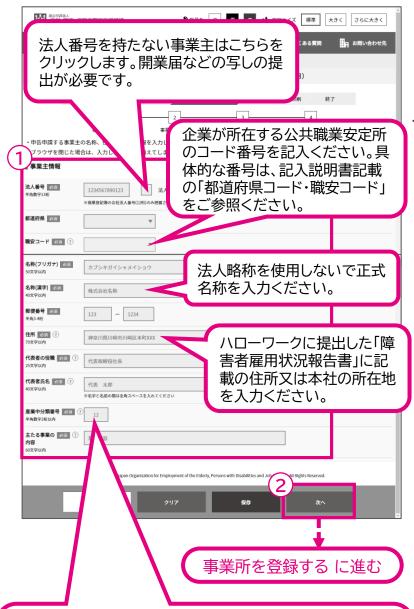
- ① 申告申請年度を選択し、
- ②【新たに作成する】をクリッ クします。
- → P. 33「事業主を登録す る」に進みます。

▲ 入力時の注意事項

データを取り込んだのち、次画面に進み、ホーム画面までに戻ると今まで入力したデー 夕はすべて消えてしまいます。データを入力したらこまめに保存してください。

1 事業主を登録する

事業主の名称、住所等を登録します。



ハローワークに提出した「障害者雇用状況報告書」の「事業の種類」欄に記載した産業分類番号及び事業の内容を入力してください。番号が不明な場合は、記入説明書記載の「日本標準産業分類(中分類番号)表」で確認のうえ入力してください。産業分類表を確認しても不明な場合はハローワークに照会してください。

[事業主の登録]画面が表示されます。

- ◆ 事業主の情報を入力する
- ① 各項目を入力します。
- ▲ 入力時の注意事項 ⇒ P. 34

入力した内容でよければ<mark>②</mark> 【次へ】をクリックします。

→ P. 35「事業所を登録する」に進みます。

ポイント エラー表示

入力内容に誤りがある場合は、エラーメッセージが表示されます。メッセージ に従い、該当項目を修正 してください。

ポイント▶ 保存

【保存】をクリックして、この画面までの入力内容を申告申請書保存データファイルとして保存することができます。

保存したファイルを取り込んで入力を続けることが可能です。

→ P. 10「保存データの 取込」参照

▲ 入力時の注意事項

法人番号

法人番号のある事業主の場合、法人番号(13桁)を入力します。

▶ 法人番号のない事業主の場合



事業主番号未採番の事業主であっても申告申請書の作成は可能です。

ただし、電子申告申請はできませんので、 【機構提出用】申告申請書(QRコード)での 提出をお願いします。

なお、電子申告申請を行うには事業主番号 の採番(取得)が必要ですので、各都道府県 申告申請窓口に連絡してください。 法人番号のない事業主の場合、 ① 「法人番号なし」のチェック ボックスにチェックを入れ、② 「事業主番号」を入力します。

初めて申告申請する事業主の方で、事業主番号をお持ちでない場合③「事業主番号未採番の個人事業主」にチェックを入れ、事業主番号は入力しません。

2 事業所を登録する

事業所の名称、所在地等を登録、修正、削除します。

事業所情報の新規追加 ➡ P. 35 事

事業所情報の修正 → P. 40

事業所情報の削除 → P. 43

事業所別連番の再採番 ➡ P. 45

事業所情報の新規追加

事業所の名称、所在地等を新規に追加します。



[事業所の登録]画面が表示されます。

【新規追加】をクリックします。

ポイント 事業所未登録

事業所を登録しなくても 【次へ】をクリックすると、 次の画面に進むことがで きます。

金額計算する際には事業 所の登録が必要となりま す。



[事業所の追加・修正]画面が 表示されます。

- ◆ 事業所の情報を入力する
- ① 事業所情報、常用雇用労働者数、所定労働時間を入力します。
- ▲ 入力時の注意事項 ⇒ P. 37

この事業所で雇用する障害者の所定労働時間を設定する場合は、所定労働時間を入力して【確定】をクリックします。入力した所定労働時間を、[障害者の追加・修正]画面に反映させることができます。

- ▶ P. 48「ポイント 所定労働時間」参照
- ◆ 入力内容を確定する

入力した内容でよければ② 【確定】をクリックします。

ポイント・エラー表示

入力内容に誤りがある場合は、エラーメッセージが表示されます。メッセージ に従い、該当項目を修正してください。

申告申請書の作成・・・〉申告申請書の送信・印刷・・・終了 開始・・・データ取込・・・

▲ 入力時の注意事項

事業所別連番

事業所単位で001、002と連番で入力します。既にデータを作成し登録済みの連番は 指定することはできません。

- ※事業所が1つの場合、事業所別連番は001のみとなります。
- ※除外率が適用されていない事業所は、複数の事業所をまとめて作成(入力)すること ができます。この場合、例えば「〇〇株式会社本社 外3事業所」のように、事業所数が わかるよう「名称」を入力してください。
- ※算定特例の認定を受けた特例子会社等は、特例子会社等ごとに入力します。ただし、 特例子会社等の除外率適用事業所は、事業所ごとに入力してください。

事業所の区分

「1:特例子会社等の認定を受けた事業所」「2:就労継続支援A型事業所」のいずれかに、 両方に該当する場合は、両方にチェックを入れます。

除外率

除外率が適用されている事業所の場合、管轄のハローワークに提出した『障害者雇用状 況報告書』に記載された事業所単位に基づき、事業所ごとに入力します。

※除外率が不明の場合(『障害者雇用状況報告書』を未提出の場合も含む。)は、管轄の ハローワークにお問い合わせください。

※年度の中途で除外率が変更となった場合の入力方法は、P.96「8 年度の中途で除外率が変 更になった場合」をご参照ください。

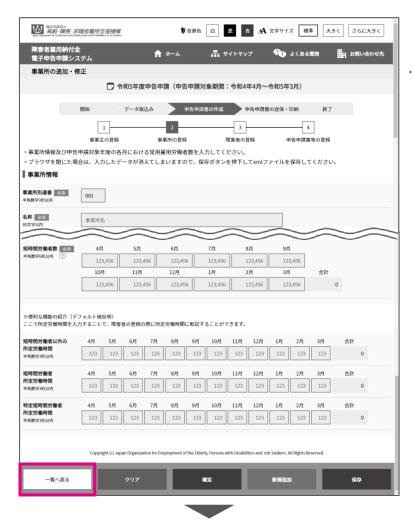


算定基礎日

各月の常用雇用労働者数および雇用障害者数を把握する日のことで、事業所が複数あ る場合は、すべての事業所で同一の日としてください。毎月初日または賃金締切日とす ることが原則ですが、それら以外の日とすることも可能です。年度の途中で算定基礎日 が変更となる場合は、「算定基礎日変更」の「あり」を選択して、算定基礎日変更月日を 指定します。なお、算定基礎日が月の初日の場合は「1日」、月末の場合は「31日」を指定 します。

※年度の中途で算定基礎日が変更となった場合の入力方法は、P.93「7 年度の中途 で算定基礎日が変更になった場合」をご参照ください。





◆ [事業所の登録]画面に戻る

【一覧へ戻る】をクリックします。

ポイント▶ 保存

【保存】をクリックして、この画面までの入力内容を申告申請書保存データファイルとして保存することができます。

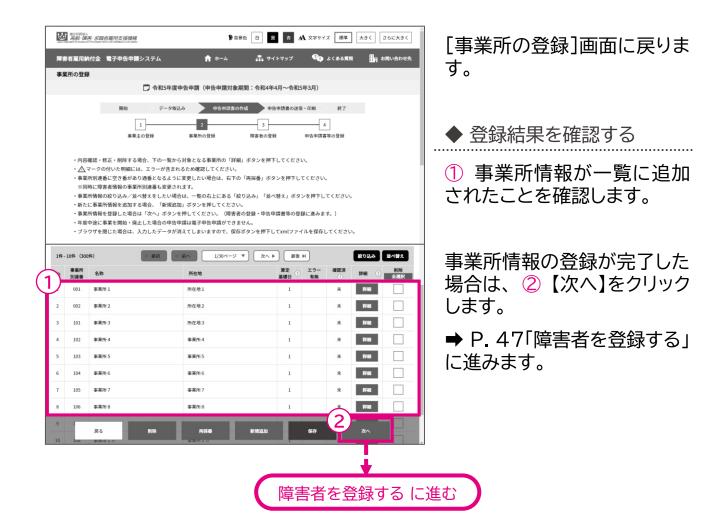
保存したファイルを取り込んで入力を続けることが可能です。

→ P. 10「保存データの 取込」参照

ポイント 新規追加

[事業所の登録]画面だけでなくこの画面でも【新規追加】をクリックして事業所を新規に追加することができます。

申告申請書の作成・・・〉申告申請書の送信・印刷・・・終了



- ◆さらに事業所情報を追加する場合
- → P. 35「事業所情報の新規追加」に戻る
- ◆登録した事業所情報を修正する場合 → P.40「事業所情報の修正」に進む
- ◆登録した事業所情報を削除する場合 → P.43「事業所情報の削除」に進む
- ◆事業所別連番を再採番する場合
- → P. 45「事業所別連番の再採番」に進む

事業所情報の修正

事業所の名称、所在地等を修正します。



事業所情報の一覧から、修正 する事業所情報の【詳細】をク リックします。

ポイント▶エラー有無

入力したデータ又は取り 込んだデータにエラーと なる情報が含まれていた 場合、△ が表示されます。



[事業所の追加・修正]画面が 表示されます。

- ◆ 事業所の情報を修正する
- ① 表示された情報を修正しま す。
- ▲ 入力時の注意事項 ⇒ P. 37
- ◆ 修正内容を確定する

修正した内容でよければ2 【確定】をクリックします。

ポイント▶エラー表示

入力内容に誤りがある場 合は、エラーメッセージが 表示されます。メッセージ に従い、該当項目を修正 してください。



- ◆ 修正結果を確認する
- ① 内容が修正されたことを確認します。
- ◆ [事業所の登録]画面に戻る
- ②【一覧へ戻る】をクリックします。

ポイント1 ▶ ほかの事業所情報を修正する場合

複数の事業所情報を登録しており、続けてほかの事業所情報を修正する場合、 【前の事業所へ】または【次の事業所へ】をクリックし、修正する事業所情報を表示します。 表示後、内容を修正し、【確定】をクリックします。

ポイント2 ▶ 登録している事業所情報を削除する場合

複数の事業所情報を登録しており、 不要な事業所情報を削除する場合、 【前の事業所へ】または【次の事業所へ】をクリックし、削除する事業所情報を表示します。 表示後、内容を確認し、【削除】をクリックします。

そのほか、P. 43「事業所情報の削除」に進み、[事業所の登録]画面から削除する方法 もあります。

事業所情報の削除

登録されている事業所情報を削除します。

▲ 入力時の注意事項

事業所情報に障害者情報が登録されている場合、事業所情報を削除することはできません。該当の障害者情報を別の事業所に移動するか、削除してください。



- ◆ 削除する事業所を選択する
- 「削除」のチェックボックスにチェックを入れます。
- ※登録されているすべての事業所情報を削除する場合は、 【全選択】をクリックします。
- ◆ 削除する

選択した事業所情報でよければ②【削除】をクリックします。



確認メッセージが表示されま す。

削除を続行する場合は【はい】 を、削除を中止する場合は 【キャンセル】を選択します。

2章 申告申請書を作成する │ 2 新たに作成する

開始・・・データ取込・・・ 申告申請書の作成・・・> 申告申請書の送信・印刷・・・ 終了



◆ 削除結果を確認する

完了メッセージが表示されま す。

選択した事業所情報が一覧から削除されたことを確認します。

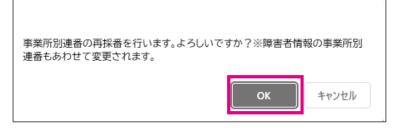
事業所別連番の再採番

事業所別連番に空きの番号がある場合、連番となるように調整します。

※障害者情報に紐づく事業所別連番も自動で更新されます。



①「事業所別連番」を確認し、 連番となっていない場合、② 【再採番】をクリックします。



確認メッセージが表示されま す。

再採番を続行する場合は 【OK】を、処理を中止する場合は、キャンセル】を選択します。



◆ 再採番の結果を確認する

完了メッセージが表示されま す。

事業所別連番が再採番の結果、 連番となっていることを確認 します。

3 障害者を登録する

障害者の情報を登録、修正、削除します。

障害者情報の新規追加 ➡ P. 47

障害者情報の修正

→ P. 58

障害者情報の削除

→ P. 61

前年度離職者の一括削除 ➡ P. 63

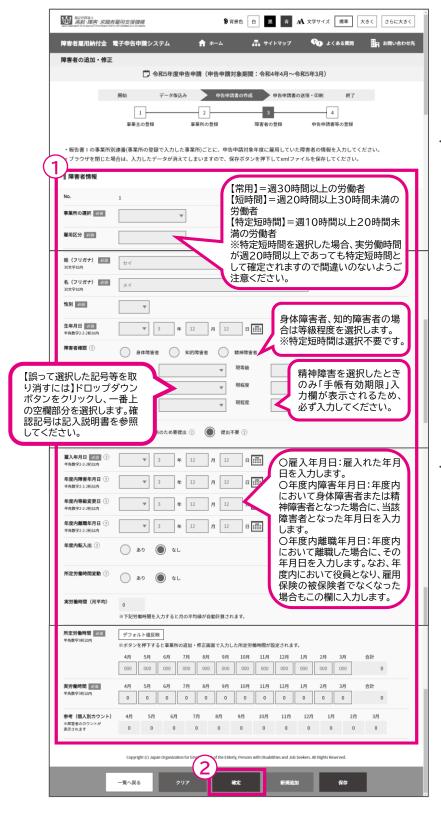
障害者情報の新規追加

障害者の情報を新規に追加します。



[障害者の登録]画面が表示されます。

【新規追加】をクリックします。



[障害者の追加・修正]画面が 表示されます。

- ◆ 障害者の情報を入力する
- ① 姓名、障害の程度、雇入年 月日などを入力します。
- ▲ 入力時の注意事項 → P. 49

ポイントト所定労働時間

【デフォルト値反映】をクリックし、[事業所の追加・修正]画面で入力した所定労働時間を設定することができます。

◆ 入力内容を確定する

入力した内容でよければ ② 【確定】をクリックします。

ポイント▶エラー表示

入力内容に誤りがある場合は、画面上部にエラーメッセージが表示されます。メッセージに従い、該 当項目を修正してください。

※乖離エラーが発生した場合⇒ P. 52「入力時の注意事項【乖離エラー】」参照

▲ 入力時の注意事項

精神障害者である短時間労働者の入力

精神障害者である短時間労働者は、特例により1人として1カウントされます。令和6年度申告申請より、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により要件が緩和され、「前雇用年月日」及び「前離職年月日」の入力は不要となり、また確認記号の「Q」及び「R」は廃止されました。

過年度申告申請の場合、改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律が適用されるため、下記内容に基づき入力してください。

- ・雇用区分で「短時間」、障害者確認で「精神障害者」を選択した場合、「現雇用年月日」 と障害の確認記号に応じ「障害年月日」の入力が必要となります。
- ・また、現在の雇入れが再雇用の場合は、前回の雇入れ日と離職日を「前雇用年月日」 と「前離職年月日」に入力します。



- ・障害の確認記号が「P」「R」の場合は、 精神障害者保健福祉手 帳の初回交付日を入力 してください。
- ・障害の確認記号が「Q」の場合は、知的障害者として判定を受けた年月日を入力してください。

特定短時間労働者の入力

雇用区分で「特定短時間」を選択した場合、障害者確認での等級・程度の指定が不要に

なります。



手帳情報

障害者確認の確認記号で「A」「D」「P」を選択した場合は、手帳番号の入力が必須となります。また、「精神障害者」を選択した場合は、手帳有効期限の入力が必要となります。



障害の確認書類

添付書類が必要な常用雇用労働者の総数が300人以下の支給金(障害者雇用調整金、在宅就業障害者特例調整金、報奨金、在宅就業障害者特例報奨金、特例給付金)申請事業主で、障害者手帳等(写)の提出が必要な障害者の場合は、「新規・更新のため要提出」を選択します。



年度内等級変更日

年度内において身体障害の等級または知的障害の程度に変更があった場合や、障害者でなくなった場合、「年度内等級変更日」に変更のあった年月日を入力します。また、「障害者確認」で前等級・前程度を指定します。

※入力方法は、P.86「3 申告申請書の入力例」をご参照ください。



所定労働時間、実労働時間

「所定労働時間変動」で「あり」を選択した場合、所定労働時間および実労働時間は年間の合計時間数のみ入力します。

「所定労働時間変動」で「なし」を選択した場合、月ごとの所定労働時間および実労働時間を入力します。

労働時間は整数を入力してください(1時間未満の端数は切り捨てます。)。



年度内転入出関連情報の入力

事業所間での転入出、雇用区分が変更になった場合および対象外となった場合等に、 「年度内転入出」を「あり」にし、転入出情報を入力します。

- ※「転出日」は転入日の前日としてください。
- ※事業所間での転出・転入以外にも、雇用区分が変更になった場合や対象外となった場合などでも転出転入情報を入力します。
- ※入力方法は、P.86「3 申告申請書の入力例」をご参照ください。



〇年度内転出年月日

- ・年度内に雇用区分が変更となった場合、年度の中途で対象外になった場合は、その変更日の前日を入力します。併せて、転出先の事業所名等に「常用」、「短時間」、「特定短時間」又は「対象外」を入力します。
- ・申告申請対象年度の中途に算定基礎日又は除外率が変更になった場合は、変更前の月の末日を入力します。
- ・申告申請対象年度の中途に事業を廃止した事業主(合併による廃止の場合、合併の日を廃止の日とする)は、廃止の月の前月の末日を入力します。
- ・年度内に障害の区分(身体・知的・精神)に変更があった場合は、<u>その変更日の前日を入力します。</u>

〇年度内転入年月日

- ・年度内に雇用区分が変更となった場合、年度の中途で対象外になった場合は、その変更日を入力します。併せて、転入前の事業所名等に「常用」、「短時間」、「特定短時間」又は「対象外」を入力します。・申告申請対象年度の中途に算定基礎日又は除外率が変更になった場合は、変更後の月の初日を入力します。
- ・申告申請対象年度の中途に新規設立した事業主は、申告申請対象の月(設立の月の翌月)の初日を入力します。
- ・年度内に障害の区分(身体・知的・精神)に変更があった場合は、その変更日を入力します。



申告申請等の作成方法等

開始・・・データ取込・・・ 申告申請書の作成・・・> 申告申請書の送信・印刷・・・ 終了

▲ 入力時の注意事項

乖離エラー

※P.53~P.55を必ずご確認ください。

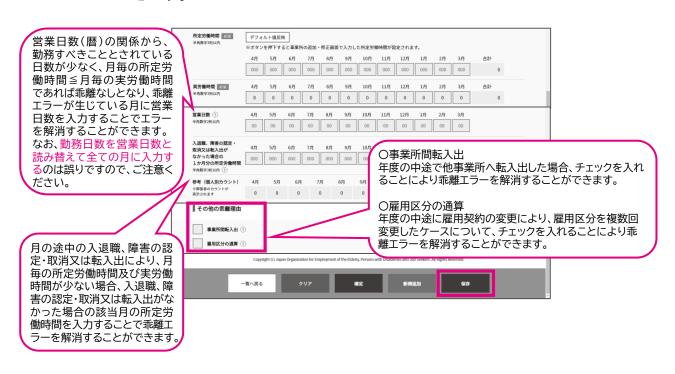
所定労働時間と実労働時間について、対象期間の1/2以上の月が乖離しており、実労働時間により判断した雇用区分と月所定労働時間の雇用区分(システム上で選択している雇用区分)が異なると、乖離エラーが発生します。



所定労働時間と実労働時間に乖離エラーがある場合、乖離が発生している月の実労働時間に「▲」が表示されます。



乖離エラーがあり、入力によりエラーを解消できる場合は、「営業日数」「入退職、障害の認定・取消または転入出がなかった場合の1か月分の所定労働時間」および「その他の乖離理由」の入力欄が表示されます。これらの項目を入力することでエラーを解消することができます。



▲ 入力時の注意事項

電子申告申請システムで雇用区分を正しく判断しないケース

電子申告申請システム(以下「電子システム」という。)による障害者情報の追加・修正の際、「障害者雇用状況等報告書(Ⅱ)」においては、次の①~④の例のような常用雇用労働者の雇用区分が正しく判断されないケースがあります。

このようなケースに該当する場合は、P.55の処理例をご覧いただき、処理してください。

<ケース①>

営業日(暦)の関係から、月毎の所定労働時間及び月毎の実労働時間が少ない常用雇用労働者の場合例:12月1日に雇い入れた短時間以外の常用雇用労働者のケース(算定基礎日1日)

障害者雇用状況等報告書(Ⅱ) [短時間労働者以外の常用雇用労働者用]

このようなケースの場合、電子システムでは、 「短時間労働者以外の常用雇用労働者」として入力できません。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
月毎の所定労働時間	0	0	0	0	0	0	0	0	120	114	114	126	474
月毎の実労働時間	0	0	0	0	0	0	0	0	120	114	114	126	474

この例の場合、1月、2月は就業規則等に基づく所定の休日(土日祝日等)の影響により、営業日(暦)の関係から、勤務すべきこととされている日数が少なく、よって、月毎の所定労働時間が少なくなっています。このような場合、短時間労働者以外の常用雇用労働者の雇用区分である120時間以上でなくても、雇用区分に変更はありません。また、月毎の所定労働時間≦月毎の実労働時間であれば当該月については乖離なしとなります。しかし、電子システムでは、このような常用雇用労働者の雇用区分に該当する時間(短時間労働者以外の常用雇用労働者の場合は「120時間」、短時間労働者の場合は「80時間」)未満の場合は、正しい雇用区分の判断が行えず、「短時間労働者」と判断してしまいます。

<ケース②>

年度の中途で他事業所へ転勤した常用雇用労働者の場合

(算定基礎日を変更した場合、障害の種類が変更となった場合、除外率が変更となった場合も同様)例:10月1日付け、本社から千葉支店へ転勤した短時間以外の常用雇用労働者のケース(算定基礎日1日)

障害者雇用状況等報告書(II) 本社 [短時間労働者以外の常用雇用労働者用]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
月毎の所定労働時間	140	140	154	140	154	140	0	0	0	0	0	0	868
月毎の実労働時間	140	140	154	140	154	140	0	0	0	0	0	0	868
乖離状況	0	0	0	0	0	0	•						

※電子システムでは本社の状況だけをみて、「短時間以外の常用雇用労働者」と判断

障害者雇用状況等報告書(Ⅱ)

このようなケースの場合、電子システムでは、 「短時間労働者以外の常用雇用労働者」として入力できません。

千葉支店

[短時間労働者以外の常用雇用労働者用]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
月毎の所定労働時間	0	0	0	0	0	0	147	140	140	133	133	147	840
月毎の実労働時間	0	0	0	0	0	0	147	115	115	115	115	115	722
乖離状況							0	×	×	×	×	×	

※電子システムでは千葉支店の状況だけをみて、「短時間労働者」と判断

「障害者雇用状況等報告書(II)は事業所ごとに作成していただくため、この例の場合、4月から9月までは「本社」分に、10月から3月までは「千葉支店」分に入力していただきます。このような場合の常態的な乖離の有無の確認は、(4月から3月の)通年で行うこととなり、常態的な乖離なしとなります。しかし、電子システムでは、このような他事業所へ転勤した場合は通年で判断が行えません。

このため、4月から9月までは所定労働時間と実労働時間に常態的な乖離がないことから「短時間労働者以外の常用雇用労働者」と、10月から3月までは常態的な乖離があることから「短時間労働者」と判断してしまいます。

このケースではエラーが発生する千葉支店での入力データの「事業所間転入出」にチェックを入れて、確定してください。

<ケース③>

月の途中の雇入れ又は離職により、当該月の月毎の所定労働時間及び実労働時間が少ない常用雇用労働者の場合(月の途中の障害者認定・取消又は転入出により、当該月の時間が少ない場合も同様) 例:5月15日に入社した短時間以外の常用雇用労働者のケース(算定基礎日31日)

障害者雇用状況等報告書(Ⅱ) 「短時間労働者以外の常用雇用労働者用]

このようなケースの場合、電子システムでは、 「短時間労働者以外の常用雇用労働者」とし て入力できません。

			722: 31: 32	3 P3 P 7	** * * * * *	.37,							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
月毎の所定労働時間	0	104	176	160	176	160	168	160	160	152	152	168	1,736
月毎の実労働時間	0	80	176	112	112	160	168	112	112	152	104	144	1,432
乖離状況		×	0	×	×	0	0	×	×	0	×	0	

※電子システムでは5月を「乖離あり」と判断

この例の場合、5月は月の途中に入社したことにより、月毎の所定労働時間と月毎の実労働時間は、通常の月に比べて少なくなっています。このような場合、乖離なしとなります(計算方法は記入説明書記載の「2 雇用障害者の総数の把握」をご確認ください。)。しかし、電子システムでは、このような所定労働時間が常用雇用労働者の雇用区分に該当する時間(短時間労働者以外の常用雇用労働者の場合は「120時間」、短時間労働者の場合は「80時間」)未満の場合は、正しい乖離の判断が行えません。

このため、5月は乖離ありとなり、対象期間11か月間のうち半分以上の月で雇用区分が異なる(常態的な乖離がある)ことから「短時間労働者」と判断してしまいます。

<ケース④>

年度の中途に雇用契約の変更により、雇用区分を複数回変更した常用雇用労働者の場合 例:4月から5月まで短時間労働者、雇用契約の変更により6月から1月まで短時間以外の常用雇用労働者、 再度雇用契約の変更により2月から短時間労働者となったケース(算定基礎日1日)

障害者雇用状況等報告書(Ⅱ) [短時間労働者用]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
月毎の所定労働時間	80	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	160
月毎の実労働時間	80	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	160
乖離状況	0	0											

障害者雇用状況等報告書(Ⅱ) 「短時間労働者以外の常用雇用労働者用]

			ᅡᄶᄞ	リカ)判1		中川准八	カツ田田	T)]					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
月毎の所定労働時間	0	0	126	147	120	126	147	140	140	120	0	0	1,066
月毎の実労働時間	0	0	126	147	115	120	147	140	120	120	0	0	1,035
乖離状況			0	O	×	O	C	O	O	O			

障害者雇用状況等報告書(Ⅱ)

[短時間労働者用]

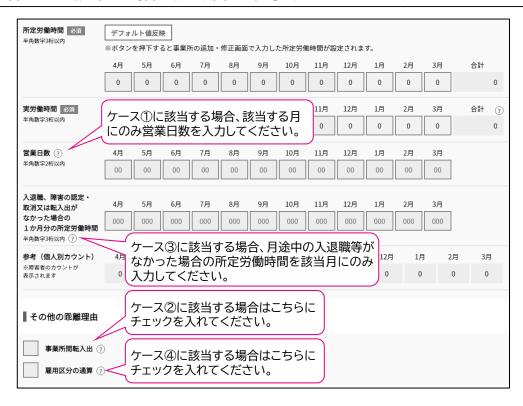
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
月毎の所定労働時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	84	164
月毎の実労働時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_ 39	84	123
乖離状況					このよ	うなケー	スの場合	今、雷子 [;]	システム	では、	×	0	
					「短時間	引労働者	」として、	スカでき	ません。				

この例の場合、雇用区分が短時間労働者である4月から5月と2月から3月の通算した期間について、雇用区分が短時間以外の常用雇用労働者である6月から1月について、それぞれ常態的な乖離の有無の確認を行います。雇用区分が短時間労働者である4月から5月と2月から3月を通算すると、その期間の過半数が乖離なしとなっていますので、短時間労働者として計上できます。しかし、電子システムでは、各期間において常態的な乖離の有無の確認を行うため、同一の雇用区分を通算して判断することができず、2月から3月は対象外(常用雇用労働者に該当しない労働者)として判断してしまいます。

このケースの場合、2月から3月の入力したデータの「雇用区分の通算」にチェックを入れて、確定してください。

<各ケースに対する処理例について>

所定労働時間、実労働時間により電子システムで雇用区分が正しく判断されない場合、エラーメッセージ(「雇用区分を『〇〇〇』に修正してください。」や「申請対象外ですので、削除してください。」)が表示されますので、各ケースに該当する場合は次の吹出しを参考に処理してください。



その他の注意点

「短時間以外の常用雇用労働者」に該当する労働者が、誤って「短時間労働者」として入力・計上されるケース例:4月1日に雇い入れたケース(算定基礎日1日)

障害者雇用状況等報告書(Ⅱ) [短時間労働者用]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
月毎の所定労働時間	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
月毎の実労働時間	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1.440

この例の場合、所定労働時間と実労働時間に乖離がないため、「常用雇用労働者」となります。誤って、「短時間労働者」 として入力すると、そのまま「短時間労働者」として計上されますので、ご注意ください。

「短時間労働者」に該当する労働者が、誤って「特定短時間労働者」として入力・計上されるケース例:4月1日に雇い入れたケース(算定基礎日1日)

障害者雇用状況等報告書(Ⅱ) [特定短時間労働者用]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
月毎の所定労働時間	82	80	82	82	80	82	84	82	80	80	80	82	976
月毎の実労働時間	80	78	84	80	78	80	80	82	78	78	76	80	954

月所定労働時間が80時間以上であり、実労働時間数も月80時間以上である障害者を、誤って「特定短時間労働者」として入力すると、そのまま「特定短時間労働者」として計上されますので、ご注意ください。



◆ [障害者の登録]画面に戻る

【一覧へ戻る】をクリックします。

ポイント▶ 保存

【保存】をクリックして、この画面までの入力内容を申告申請書保存データファイルとして保存することができます。

保存したファイルを取り込んで入力を続けることが可能です。

→ P. 10「保存データの 取込」参照

ポイント 新規追加

【新規追加】をクリックして、 さらに障害者を追加する ことができます。



「障害者の登録]画面に戻りま す。

- ◆ 登録結果を確認する
- ① 障害者情報が一覧に追加 されたことを確認します。
- ※横にスクロールして全項目 を確認してください。

障害者情報の登録が完了した 場合は、②【次へ】をクリック します。

→ P. 65「申告申請額の確 認・追加情報を登録する」に進 みます。

申告申請額の確認・追加情報を登録する に進む

- ◆ 登録した障害者情報を削除する場合

 → P. 61 「障害者情報の削除」に進む
- ◆さらに障害者情報を追加する場合

 → P. 47 「障害者情報の新規追加」に戻る
- ◆登録した障害者情報を修正する場合 ⇒ P.58「障害者情報の修正」に進む
- ◆前年度離職者を一括削除する場合 → P.63「前年度離職者の一括削除」に進む

障害者情報の修正

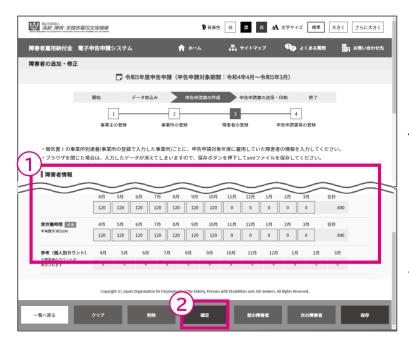
障害者の姓名、障害の程度等を修正します。



障害者情報の一覧から、修正する障害者情報の【詳細】をクリックします。

ポイント エラー有無

入力した又は取り込んだデータにエラーとなる情報が含まれていた場合、 本が表示されます。 「詳細」をクリックし、内容をご確認ください。



[障害者の追加・修正]画面が 表示されます。

- ◆ 障害者の情報を修正する
 - ① 修正する項目を入力します。
- ▲ 入力時の注意事項 ⇒ P. 49
- ◆ 入力内容を確定する

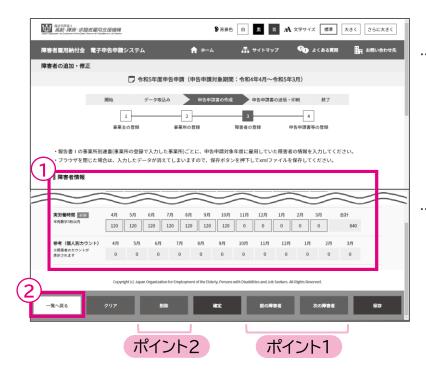
入力した内容でよければ

②【確定】をクリックします。

ポイント▶エラー表示

入力内容に誤りがある場合は、画面上部にエラーメッセージが表示されます。メッセージに従い、該 当項目を修正してください。

※乖離エラーが発生した場合→ P. 52 入力時の注意事項「乖離エラー」参照



- ◆ 修正結果を確認する
- ① 内容が修正されたことを確認します。
- ◆ [障害者の登録]画面に戻る
- ②【一覧へ戻る】をクリックします。

ポイント1 ▶ ほかの障害者情報を修正する場合

複数の障害者情報を登録しており、続けてほかの障害者情報を修正する場合、 【前の障害者】または【次の障害者】をクリックし、修正する障害者情報を表示します。 表示後、内容を修正します。

ただし、【確定】をクリックせず、上記修正作業を始めると内容が保存されませんので、 ご注意ください。

ポイント2▶登録している障害者情報を削除する場合

複数の障害者情報を登録しており、 不要な障害者情報を削除する場合、 【前の障害者】または【次の障害者】をクリックし、削除する障害者情報を表示します。 表示後、内容を確認し、【削除】をクリックします。

そのほか、P. 61「障害者情報の削除」に進み、[障害者の登録]画面から削除する方法もあります。

障害者情報の削除

登録されている障害者情報を削除します。



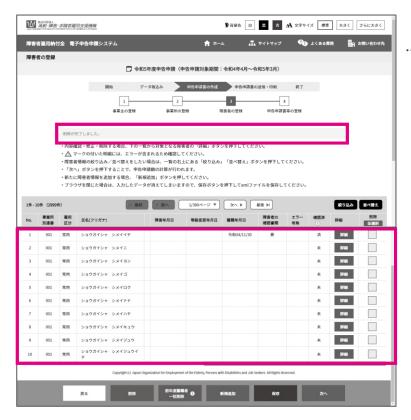
- ◆ 削除する障害者を選択する
- ①「削除」のチェックボックス をクリックし、チェックを入れ ます。
- ※登録されているすべての障害者情報を削除する場合は、 【全選択】をクリックします。
- ◆ 削除する

選択した障害者情報でよければ②【削除】をクリックします。



確認メッセージが表示されま す。

削除を続行する場合は【はい】 を、削除を中止する場合は 【キャンセル】を選択します。



◆ 削除結果を確認する

削除完了メッセージが表示されます。

選択した障害者情報が一覧から削除されたことを確認します。

前年度離職者の一括削除

前年度に離職した障害者情報を一括で削除します。



◆ 前年度離職者を一括削除 する

【前年度離職者一括削除】をクリックします。



確認メッセージが表示されま す。

削除を続行する場合は【はい】 を、削除を中止する場合は 【キャンセル】を選択します。



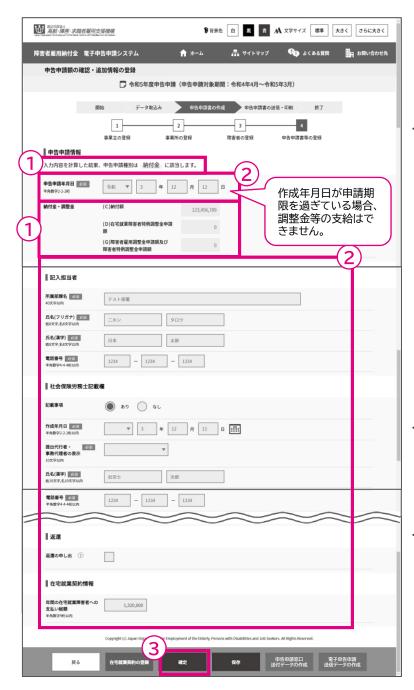
◆ 削除結果を確認する

削除完了メッセージが表示されます。

前年度離職者が一覧から削除されたことを確認します。

4 申告申請額の確認・追加情報を登録する

申告申請額の確認と追加情報を登録します。



- P. 57[障害者の登録]画面で 【次へ】をクリックすると[申告申請額の確認・追加情報の登録]画面が表示されます。
- ◆ 申告申請情報を確認する
- ① 前画面までの入力結果により表示された「申告申請種別」および「納付金・調整金」の内容を確認します。
- ※申告申請種別には、「申告申請対象外」、「納付金」、「調整金」、「報 奨金」、「特例給付金」、「納付金・ 特例給付金」、「調整金・特例給付 金」、「報奨金、特例給付金」があ り、「納付金・調整金」にはその種 別に応じた金額が表示されます。
- ◆ 内容を入力する
- ② 必須項目を入力します。
- ▲ 入力時の注意事項 → P. 66
- ◆ 入力内容を確定する
- 入力した内容でよければ

 ③【確定】をクリックします。

ポイント▶エラー表示

入力内容に誤りがある場合は、エラーメッセージが表示されます。メッセージ に従い、該当項目を修正してください。

在宅就業障害者(雇用されている方は除く)に直接仕事を発注した場合は、【在宅就業契約の登録】をクリックします。➡P.73

在宅就業団体を介して在宅就業障害者に仕事を発注した場合は「発注証明書」の ⑤(イ)欄の「在宅就業対価相当額」の数字を入力してください。

申告申請等の作成方法等

開始・・・データ取込・・・ 申告申請書の作成・・・> 申告申請書の送信・印刷・・・ 終了

▲ 入力時の注意事項

申告申請対象外の場合

納付金等の申告申請対象外となった場合は、以下の画面が表示されます。

入力したデータを保存すると、翌年度において申告義務が発生した場合に申告申請に活用できますので、【保存】をクリックし、この画面までの入力内容を申告申請書保存データファイルとして保存ください。



調整金の申請を辞退する場合

「納付金・調整金」を確認し、調整金の申請ができる事業主が調整金の申請を辞退する場合は、「障害者雇用調整金等を申請しない」のチェックボックスにチェックを入れます。

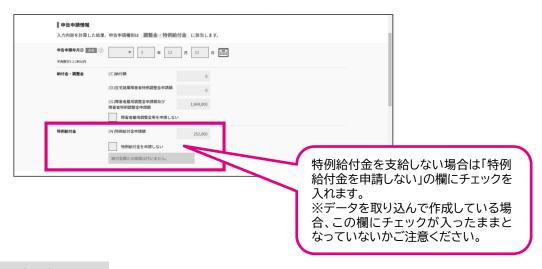
- ※申告申請種別により選択可能な場合のみ、チェックボックスが表示されます。
- ※申請する場合は選択不要です。
- ※申告申請期限後に辞退の撤回はできません。



特例給付金がある場合

「特例給付金申請額」を確認し、特例給付金を申請しない場合は、「特例給付金を申請しない」のチェックボックスにチェックを入れます。

- ※申告申請種別により選択可能な場合のみ、チェックボックスが表示されます。
- ※申請する場合は選択不要です。
- ※申告申請期限後に辞退の撤回はできません。



返還申請する場合

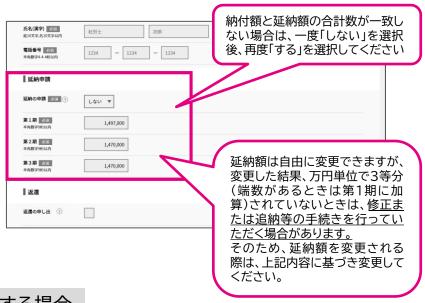
返還申請する場合、「返還の申し出」のチェックボックスにチェックを入れ、「返還の理由」「返還額」などを入力します。



延納申請する場合

延納申請は納付額の合計が100万円以上の場合のみ可能です。

延納を希望する場合は、延納の申請で「する」を選択します。選択後、<u>自動で万円単位で3等分に計算され(端数があるときは第1期に加算)、第1期、第2期、第3期に納付額が表示されます。</u>なお、延納の申請がなければ延納の取り扱いはできませんので、延納を希望する場合は「延納申請」欄を提出前に確認してください。



報奨金を申請する場合

報奨金を申請できるのは、納付金の申告申請義務なしに該当する事業主であって、「各月の算定基礎日に在籍する常用雇用労働者数の4%の合計数」又は「72人」のいずれか多い数を超える人数の障害者を雇用している事業主です。

常用雇用労働者の人数が100人以下の事業主が必ずしも報奨金を申請できるわけで はありませんのでご注意ください。



支給金を申請する場合

支給金を申請する場合は、支給先となる金融機関名等を入力してください。

⚠ 入力時の注意事項

支給先の記入誤りにより支給予定日に振り込まれない事例が多数発生しています。 口座情報を必ず確認してください。



支給金を分割支給とする場合 ポイント

支給金を分割支給とする場合、「分割支給」の「あり」を選択します。 分割支給できるのは、障害者雇用率算定の特例認定を受けた事業主のみです。 分割支給情報を登録する場合、【分割支給情報の登録】をクリックします。

➡ P. 77 「分割支給情報を登録する」参照



記入担当者、社会保険労務士記載欄について

記入担当者の所属部課名、連絡先電話番号および氏名を入力します。

所属部課名がないときは「事務」と入力します。電話番号は、記入担当者と確実に連絡をとることのできる番号を入力してください。

社会保険労務士が作成した場合も、「記入担当者」の入力は必要です。

なお、社会保険労務士による作成または提出の場合、「社会保険労務士記載欄」の「記載 事項」で「あり」を選択し、各項目を入力します。



申告申請期限後の調整金等の支給申請について

支給金は、申請期間を過ぎた申請に対しては支給できません。ただし、納付金申告申請書の提出は必要ですのでご注意ください。

※100人以下事業主は申請期間経過後の申請書等の作成・提出は不要です。

※「申告申請年月日が申請期限を超えています。」とエラーメッセージが表示された場合、 P.66「調整金の申請を辞退する場合」と同様に「障害者雇用調整金等を申請しない」の チェックボックスにチェックを入れないと、エラーメッセージが消えません。

特例調整金について

在宅就業障害者への仕事の発注を奨励し、障害者の在宅就業を支援するため、在宅就 業障害者に仕事を発注した納付金申告もしくは調整金申請事業主に対して支給されま す。申請する場合は、記入説明書の説明を確認してください。

特例調整金の申請について

在宅就業障害者(雇用されている方は除く)に直接仕事を発注した場合は、「在宅就業契約報告書」の作成が必要です。

➡ P. 73「在宅就業契約を登録する」参照

在宅就業団体を介して在宅就業障害者に仕事を発注した場合は、「発注証明書」の提出 が必要です。

➡ P. 120「添付書類の送信」参照

在宅就業支援団体についての詳細は、事業主の主たる事業所(本社)を管轄するハローワークにお問い合わせください。

特例報奨金について

在宅就業障害者への仕事の発注を奨励し、障害者の在宅就業を支援するため、在宅就 業障害者に仕事を発注した報奨金対象事業主に対して支給されます。申請する場合は、 記入説明書の説明を確認してください。

特例報奨金の申請について

在宅就業障害者(雇用されている方は除く)に直接仕事を発注した場合は、「在宅就業契約報告書」の作成が必要です。

➡ P. 73「在宅就業契約を登録する」参照

在宅就業団体を介して在宅就業障害者に仕事を発注した場合は、「発注証明書」の提出 が必要です。

➡ P. 120「添付書類の送信」参照

在宅就業支援団体についての詳細は、事業主の主たる事業所(本社)を管轄するハロー ワークにお問い合わせください。



₩立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 ೡ よくある質問 告申請額の確認・追加情報の登録 🗂 令和5年度申告申請(申告申請対象期間:令和4年4月~令和5年3月) データ取込み 申告申請書の作成 申告申請書の送信・印刷 3 1 - 2 4 事業主の登録 事業所の登録 障害者の登録 申告申請書等の登録 申告申請情報 入力内容を計算した結果、申告申請種別は 納付金 に該当します。 ▼ 3 年 12 月 12 日 …… (C)納付額 ・在宅就業支援団体に業務 (D)在宅就業障害者特例調整金申請額 対価を支払った場合、こち らに支払総額を入力して ください。その場合「在宅 就業契約の登録」に進む必 要はございません。 返還の申し出 ⑦ ・在宅就業障害者に直接仕 事を発注した場合は、支払 在宅就業契約情報 総額は入力せず「在宅就業 契約を登録する」に進んで ください。 申告申請窓口へ 送付するに進む P. 124 電子申告申請によ 在宅就業契約を 登録するに進む り送信するに進む → P. 73 P. 112

保存データXMLファイル名の例: -

令和05年度_申告申請書保存データ_2023年05月 年度 作成日時

15日14時56分56秒.xml

作成日時

入力内容確定メッセージが表 示されます。

【OK】をクリックします。

◆ 登録結果を確認する

申告申請書等の追加情報が登録されたことを確認します。

- → 在宅就業契約情報を登録 する場合、P. 73「在宅就業契 約を登録する」に進みます。
- → 作成した申告申請書を電子申告申請で送信する場合、 P. 112「電子申告申請により送信する」に進みます。
- → 作成した申告申請書を申告申請窓口に送付する場合、 P. 124「申告申請窓口へ送付する」に進みます。

ポイント▶ 保存

【保存】をクリックして、この画面までの入力内容を申告申請書保存データファイルとして保存できるため、必ず保存を行ってください。

保存したファイルを取り込んで入力を続けることが可能です。

→ P. 10「保存データの 取込」参照 申告申請書の作成・・・〉申告申請書の送信・印刷・・・終了

在宅就業契約を登録する

在宅就業障害者に仕事を発注した場合の、在宅就業契約情報を登録、修 正、削除します。

登録·修正 → P. 73 削除 → P. 75

登録·修正

在宅就業契約情報を登録または修正します。



在宅就業団体を介して在宅就業障害者に仕事を発 注した場合の「発注証明書」の内容を登録する必要 はありません。「発注証明書」は電子申告申請により 送信、あるいは、申告申請窓口への送付又は持参に より提出してください。(電子申告申請での送信方 法はP.120を参照してください。)

[在宅就業契約の登録]画面が 表示されます。

- 在宅就業契約情報を登録 または修正する
- ① 障害者情報の各項目を入 力します。新規登録する場合 は空白行に入力し、修正する 場合は該当行の内容を修正し ます。
- ※横にスクロールして全項目 を確認してください。
- ◆ 入力内容を確定する

入力した内容でよければ ②【確定】をクリックします。

ポイント▶エラー表示

入力内容に誤りがある場 合は、エラーメッセージが 表示されます。メッセージ に従い、該当項目を修正 してください。



- ◆ 登録または修正結果を確認する
- ① 一覧で登録または修正結果を確認します。
- ※横にスクロールして全項目 を確認してください。
- ◆ [申告申請額の確認・追加 情報の登録]画面に戻る
- ② 【戻る】をクリックします。

ポイント▶ 保存

【保存】をクリックして、この画面までの入力内容を申告申請書保存データファイルとして保存することができます。

保存したファイルを取り込んで入力を続けることが可能です。

→ P. 10「保存データの 取込」参照

削除

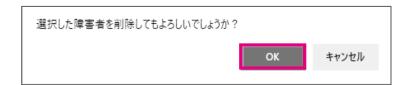
在宅就業契約情報を削除します。



- ◆ 削除する在宅就業契約情報を選択する
- ①「削除」のチェックボックス にチェックを入れます。
- ※登録されているすべての契約情報を削除する場合は 【全選択】をクリックします。

◆ 削除する

選択した在宅就業契約情報でよければ②【削除】をクリックします。



確認メッセージが表示されま す。

削除を続行する場合は【OK】 を、削除を中止する場合は 【キャンセル】を選択します。



- ◆ 削除結果を確認する
- ① 完了メッセージが表示されます
- ② 選択した在宅就業契約情報が一覧から削除されたことを確認します。
- ◆ [申告申請額の確認・追加 情報の登録]画面に戻る
- ③ 【戻る】をクリックします。

分割支給情報を登録する

障害者雇用率算定の特例について厚生労働大臣の認定を受けている事業主で、特例子会社等に給付金等を分割支給とする場合の分割支給情報を登録、修正、削除します。

新規追加 → P. 77 修正 → P. 81 削除 → P. 84

新規追加

分割支給情報を登録します。



[分割支給情報の登録]画面が 表示されます。

【新規追加】をクリックします。

▲ 入力時の注意事項

- ・分割支給情報について、特例 認定を受けている事業主以外 は登録しないでください。
- ・支給先は10社まで登録することができます。



[分割支給先の追加・修正]画 面が表示されます。

- ◆ 分割支給情報を入力する
- ① 各項目を入力します。
- ◆ 入力内容を確定する

入力した内容でよければ

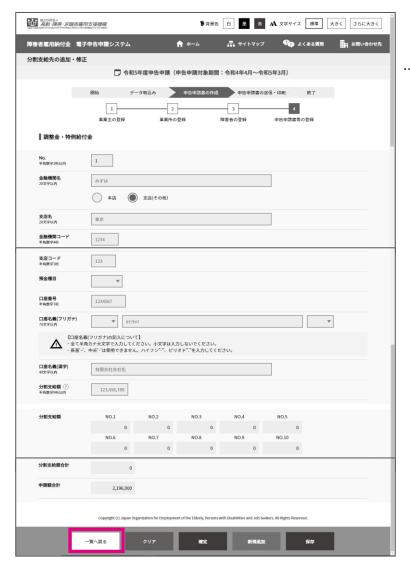
②【確定】をクリックします。

ポイント エラー表示

入力内容に誤りがある場合は、エラーメッセージが表示されます。メッセージ に従い、該当項目を修正 してください。



処理完了メッセージが表示されます。



- ◆ 「分割支給情報の登録]画 面に戻る
- 【一覧へ戻る】をクリックします。

ポイント▶ 保存

【保存】をクリックして、こ の画面までの入力内容を 申告申請書保存データ ファイルとして保存するこ とができます。

保存したファイルを取り込 んで入力を続けることが 可能です。

→ P. 10「保存データの 取込 |参照

ポイント▶ 新規追加

【新規追加】をクリックして、 さらに分割支給情報を追 加することができます。



[分割支給情報の登録]画面に 戻ります。

- ◆ 登録結果を確認する
- ① 分割支給情報が一覧に追 加されたことを確認します。
- ※横にスクロールして全項目 を確認してください。
- 「申告申請額の確認・追加 情報の登録]画面に戻る
- ② 【戻る】をクリックします。

- ◆さらに分割支給情報を追加する場合

 → P. 77 「新規追加」に戻る
- ◆登録した分割支給情報を修正する場合 ➡ P.81「修正」に進む
- ◆登録した分割支給情報を削除する場合 → P.84「削除」に進む

申告申請書の作成・・・>申告申請書の送信・印刷・・・ 終了

修正

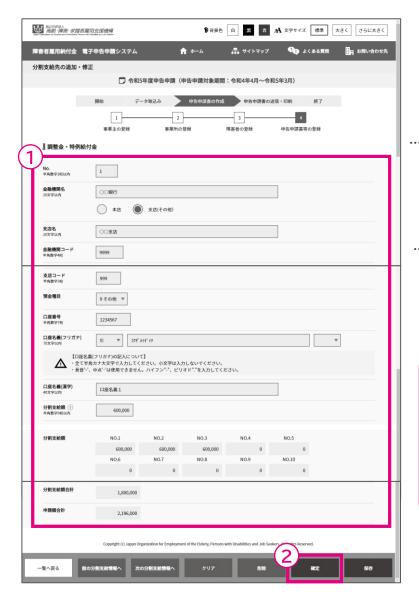
分割支給情報を修正します。



修正する分割支給情報の【詳 細】をクリックします。

ポイント エラー有無

入力したデータ又は取り 込んだデータにエラーと なる情報が含まれていた 場合、△が表示されます。



[分割支給先の追加・修正]画 面が表示されます。

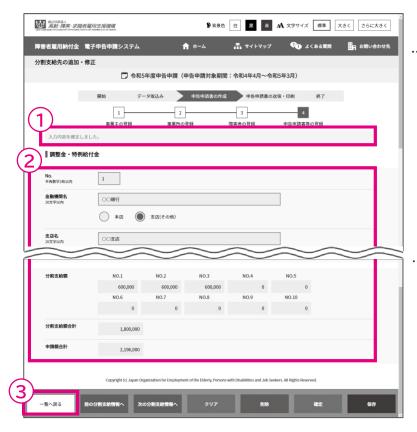
- ◆ 分割支給情報を修正する
- ① 修正する項目を入力します。
- ◆ 入力内容を確定する

入力した内容でよければ

②【確定】をクリックします。

ポイント エラー表示

入力内容に誤りがある場合は、エラーメッセージが表示されます。メッセージ に従い、該当項目を修正 してください。



- ◆ 修正結果を確認する
- ① 処理完了メッセージが表示 されます。
- ② 内容が修正されたことを確 認します。
- ◆ [分割支給情報の登録]画 面に戻る
- ③【一覧へ戻る】をクリックし ます。

ポイント▶ 保存

【保存】をクリックして、こ の画面までの入力内容を 申告申請書保存データ ファイルとして保存する ことができます。

保存したファイルを取り 込んで入力を続けること が可能です。

→ P. 10「保存データの 取込」参照

削除

分割支給情報を削除します。



- ◆ 削除する情報を選択する
- ①「削除」のチェックボックス にチェックを入れます。
- ※登録されているすべての分割支給情報を削除する場合は、【全選択】をクリックします。
- ◆ 削除する

選択した分割支給情報でよければ②【削除】をクリックします。

No.	口座名義(フリガナ)	
3	カ) ⊒ウザ メイギ サン	
	削除してもよろしいでしょうか。	
	キャンセル はい	

確認メッセージが表示されま す。

削除を続行する場合は【はい】 を、削除を中止する場合は 【キャンセル】を選択します。

削除が完了しました。

削除完了メッセージが表示されます。

【OK】をクリックします。



- ◆ 削除結果を確認する
- ① 選択した分割支給情報が一覧から削除されたことを確認します。
- ◆ [申告申請額の確認・追加 情報の登録]画面に戻る
- ② 【戻る】をクリックします。

申告申請等の作成方法等

3|申告申請書の入力例

▼年度の中途で変更があった場合の入力例

_	
	年度の中途で当該企業の事業所間において転入出があった場合 · · · · P.87
2	年度の中途で短時間以外の常用雇用労働者から短時間労働者、
7	スは短時間労働者から短時間以外の常用雇用労働者となった場合 ・・・・ P.88
3	年度の中途に雇用契約の変更により対象外から短時間以外の
	常用雇用労働者又は短時間労働者へ変更となった場合・・・・・・・・・・ P.90
4	年度の中途で手帳を返還し、障害者に該当しなくなった場合P.91
5	年度の中途に新規設立した場合 P.92
6	年度の中途に事業を廃止した場合・・・・・・・・・・・ P.92
7	年度の中途で算定基礎日が変更になった場合 · · · · · P.93
8	年度の中途で除外率が変更になった場合 ····・・ P.96
9	年度の中途で離職のあとに再雇用した場合 · · · · · · P.100
10) 年度の中途で転出のあとに転入した場合 ·····・・・・・・・・・ P.101
11	年度の中途で重度以外の知的障害者が重度身体障害者となった
	場合 ······P.104
12	2 年度の中途で知的障害者又は重度知的障害者の判定を受けた
	場合 ······P.106
13	3 年度の中途で同一の判定機関により重度以外の知的障害者が
	重度知的障害者の再判定を受けた場合 ·····・P.107
14	▶ 年度の中途で重度以外の知的障害者が異なる判定機関により
	重度知的障害者と判定を受けた場合・・・・・・・・・・P.108

申告申請書の作成・・・〉申告申請書の送信・印刷・・・ 終了 開始・・・データ取込・・・

1 年度の中途で当該企業の事業所間において転入出があった場合

▲ 入力時の注意事項

当該企業の事業所間で転入出があった障害者の情報を入力する場合、一度に入力すること はできないため、2回に分けて入力します。入力の際は、障害者の登録画面から「新規追加」 で新規画面を開き、入力してください。

例)令和5年6月1日付けで本社(事業所別連番001)から埼玉支店(事業所別 連番002)へ異動した短時間以外の常用雇用労働者(身体障害者4級)の場合 (算定基礎日:1日)

(1)転出情報の入力(本社分)



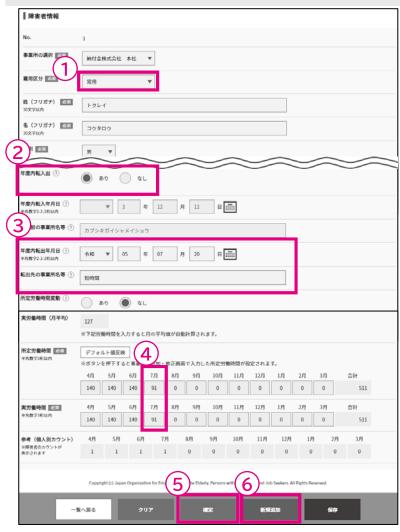
- ① 転出前事業所(本社)を選 択します。
- 転入出「あり」を選択しま す。
- ③ 令和5年6月1日付けで埼 玉支店に異動のため、**その前** 日を転出年月日として入力し ます。
- ④ 【確定】をクリックすると、 障害者のカウントが表示され ますので参考にしてください (この場合、4月、5月のカウン トが表示されます)。
- ⑤ 確定後、【新規追加】をク リックし新規画面を開きます。

(2)転入情報の入力(埼玉支店分)



- ① 転出先事業所(埼玉支店) を選択します。
- 転入出「あり」を選択しま す。
- ③ 令和5年6月1日付けで本 社から転入のため、**転入年月** 日を入力します。
- ④ 【確定】をクリックすると、 障害者のカウントが表示され ますので参考にしてください (この場合、6月~3月のカウン トが表示されます)。

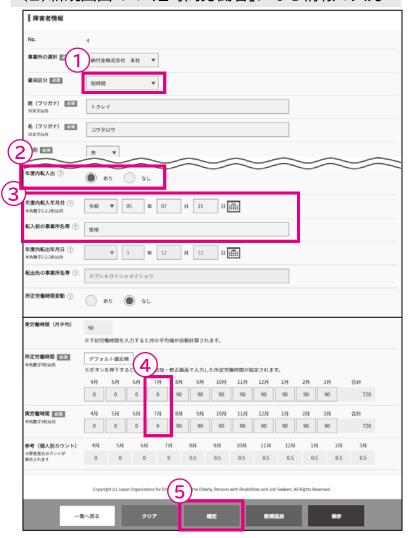
- 2 年度の中途で短時間以外の常用雇用労働者から短時間労働者、又は短時間労働者から短時間以外の常用雇用労働者となった場合
- 例)令和5年7月21日付けで短時間以外の常用雇用労働者が短時間労働者になった場合(身体障害者6級)(算定基礎日:1日)
- (1)「短時間以外の常用雇用労働者」でなくなる情報の入力



- 雇用区分を「常用」にします。
- ② 転入出「あり」を選択します。
- ③ 転出年月日に<u>短時間労働者となった日の前日</u>を入力し、転出先の事業所名等に「短時間」と入力します。
- ④ 月の途中の契約変更で雇用区分が変わった場合、その月の時間数は**算定基礎日にかかる方のみ**入力します。また、時間数は算定基礎日にかかる雇用区分で発生した時間数のみを入力します。(例:7月1日~7月20日が91時間だった場合)
- ⑤【確定】をクリックすると、 障害者のカウントが表示され ますので参考にしてください (この場合、4月~7月が表示 されます)。
- ⑥ 確定後、【新規追加】をク リックし新規画面を開きます。

申告申請書の作成・・・〉申告申請書の送信・印刷・・・終了 開始・・・データ取込・・・

(2)新規画面での「短時間労働者」になる情報の入力



- 雇用区分を「短時間」にし ます。
- ② 転入出「あり」を選択しま す。
- ③ 転入年月日に短時間労働 者となった日を入力し、転入 前の事業所名等に「常用」と入 力します。
- 4 算定基礎日にかからない 月は入力できません。(※)
- ⑤ 【確定】をクリックすると、 障害者のカウントが表示され ますので参考にしてください (この場合、8月~3月のカウ ントが表示されます)。
- ※短時間労働者から短時間以 外の常用雇用労働者となった 場合は、上記の雇用区分を逆 にして入力してください。

- 3 年度の中途に雇用契約の変更により**対象外から短時間以外の常用雇用** 労働者又は短時間労働者へ変更となった場合
- 例)令和5年9月15日に雇用契約の変更により対象外から短時間労働者(身体障害者2級)となった場合(算定基礎日:1日)



- ① 転入出「あり」を選択します。
- ② 転入年月日に、短時間労働者となった年月日を入力し、転入前の事業所名等欄に「対象外」と入力します。
- ③【確定】をクリックすると、 障害者のカウントが表示され ますので参考にしてください (この場合、10月~3月のカウ ントが表示されます)。
- なお、算定基礎日にかからない月は入力できません。

4 年度の中途で手帳を返還し、障害者に該当しなくなった場合

⚠ 入力時の注意事項

身体障害者又は知的障害者においても同様に、年度内等級変更欄に**手帳を返還した日**を入力後、現等級もしくは程度「**9.障害取消**」と入力し前等級もしくは程度には返還前の障害等級もしくは程度を入力します。なお、返還が発生する理由としては、障害の完治等が想定されます。

例)令和5年7月15日に精神障害者保健福祉手帳を返還した場合(算定基礎日:1日)



- ① 年度内に精神障害者保健福祉手帳を返還した場合は、年度内等級変更日欄に日付を入力し、現程度「9 障害取消」・前程度「1.精神障害」を選択します。
- ②【確定】をクリックすると、 障害者のカウントが表示され ますので参考にしてください (この場合、4月~7月のカウ ントが表示されます)。

なお、算定基礎日にかからない月は入力できません。

※年度の中途で精神障害者保健福祉手帳の有効期限が切れたことなどにより、障害者に該当しなくなった場合は、次の 算定基礎日以降は精神障害者として計上されません。

5 年度の中途に**新規設立**した場合

※電子申告申請不可

例)令和5年8月1日付け新規設立



- ① 転入出「あり」を選択します。
- ② 申告申請対象月 (設立の月 の翌月)の初日を入力し、転入前 の事業所名等欄に「新規設立」と 入力します。
- ③ 申告申請対象月 (設立の月 の翌月)以降の時間数を入力し ます。
- ④【確定】をクリックすると、障害者のカウントが表示されますので参考にしてください(この場合、9月~3月のカウントが表示されます)。

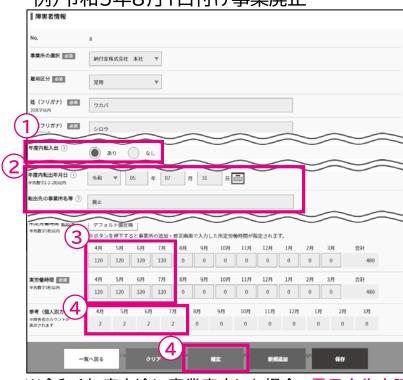
▲ 入力時の注意事項

年度の中途に新規設立した事業 主の場合、転入年月日に申告申 請対象月(設立の月の翌月)の初 日を入力します。

6 年度の中途に事業を廃止した場合

※電子申告申請不可

例)令和5年8月1日付け事業廃止



- ① 転入出「あり」を選択します。
- ② 転出年月日に事業廃止した月の前日の末日を入力します。
- ③ 事業廃止した月の前月の末日までの時間数を入力します。
- ④【確定】をクリックすると、障害者のカウントが表示されますので参考にしてください(この場合、4月~7月のカウントが表示されます)。

▲ 入力時の注意事項

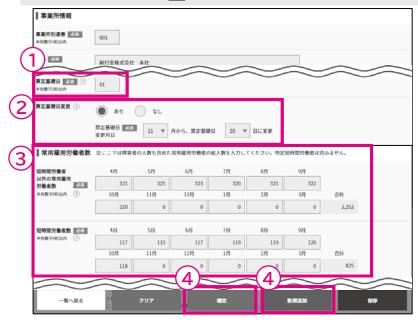
年度の中途に事業廃止した事業主(合併による廃止の場合、合併の日を廃止の日とします)の場合、事業廃止した月の前月の末日を入力します。

※令和6年度中途に事業廃止した場合、<mark>電子申告申請システムでの作成及び送信ができません。</mark>そのため、速やかに各都道府県申告申請窓口にご相談ください。

7 年度の中途で算定基礎日が変更になった場合

例)令和5年11月から算定基礎日が「1日」から「20日」に変更になった場合

(1)算定基礎日変更前の事業所情報の入力…[事業所情報]画面

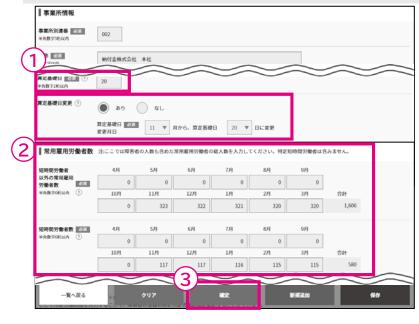


- ① 算定基礎日「1」を入力します。
- ② 算定基礎日変更「あり」を選択し、算定基礎日変更月日を入力します。
- ③ **算定基礎日 変更前 までの月** (4月~10月)の短時間以外の常用雇用労働者数及び短時間労働者数を入力します。
- ④【確定】をクリックした後、【新 規追加】をクリックし新規画面を 開きます。

▲ 入力時の注意事項

算定基礎日変更前までの情報を登録します。名称、除外率、所在地、算定基礎日「1」、4月から10月までの短時間以外の常用雇用労働者及び短時間労働者数を入力します。

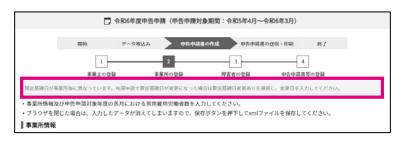
(2)算定基礎日変更後の事業所情報の入力…[事業所情報]画面



- ① 算定基礎日「20」を入力します。
- ② **算定基礎日変更後**の11月以降の短時間以外の常用雇用労働者数及び短時間労働者数を入力します。
- ③ 【確定】をクリックします。

▲ 入力時の注意事項

算定基礎日変更後の情報を登録します。名称、除外率、所在地、算定基礎日「20」、11月以降の短時間以外の常用雇用労働者数及び短時間労働者数を入力します。



※「確定」ボタンを押すとページ 上部に警告メッセージが表示さ れますが、確定はされております。 これで1つの事業所についての 算定基礎日の変更ができました。

▲ 入力時の注意事項

- ※複数の事業所を有している場合は、上記を繰り返し入力してください。
- 事業所別連番が奇数のもの→基礎日変更前の事業所情報
- 事業所別連番が偶数のもの→基礎日変更後の事業所情報

(3)算定基礎日変更前の障害者情報の入力…[障害者情報]画面



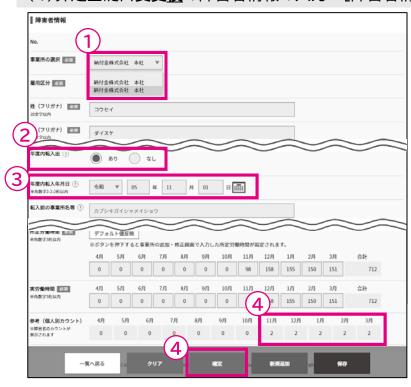
- ① 算定基礎日変更前の事業所を選択します。
- ② 転入出「あり」を選択します。
- ③ 転出年月日に令和5年10 月31日と入力します。<u>※算定</u> 基礎日に関わらず月の末日を 入力します。
- ④【確定】をクリックすると、 障害者のカウントが表示され ますので参考にしてください (この場合、4月~10月のカウ ントが表示されます)。
- ⑤ 確定後、【新規追加】をクリックし新規画面を開きます。

▲ 入力時の注意事項

算定基礎日変更前の、4月から10月までの障害者の情報を入力します。変更後(11月以降)も引き続き雇用されている障害者については、転入出「**あり**」を選択し、転出年月日に**変更前の月の末日**(10月末日)を入力します。この場合、<u>転出先の事業所名等の欄への入力は**不要**</u>です。

申告申請書の作成・・・〉申告申請書の送信・印刷・・・ 終了 開始・・・データ取込・・・

(4)算定基礎日変更後の障害者情報の入力…[障害者情報]画面



- ① 算定基礎日変更後の事業 所を選択します。
- 転入出「あり」を選択しま す。
- ③ 転入年月日に令和5年11 月1日と入力します。※算定基 礎日に関わらず月の初日を入 力します。
- ④【確定】をクリックすると、 障害者のカウントが表示され ますので参考にしてください (この場合、11月~3月のカウ ントが表示されます)。

▲ 入力時の注意事項

算定基礎日変更後の11月から3月までの障害者情報を入力します。変更後 (11月以降)も引き続き雇用されている障害者については、転入出「あり」を 選択し、転入年月日に**変更後の月の初日**を入力します。この場合、転入前の 事業所名等の欄への入力は不要です。

※障害者を複数雇用している場合は、上記の障害者情報入力を繰り返し行っ てください。

月の時間数は、その月の算定基礎日に応じ、労働時間を入力してください。

- ※ 算定基礎日を変更したことにより、カウントされない期間が生じることが あります。
- ご不明な点は各都道府県申告申請窓口にお問い合わせください。

8 年度の中途で除外率が変更になった場合

例)令和5年11月から除外率が5%(非鉄金属製造業)から20%(鉄鋼業)に変更になった場合

(1)除外率変更前の事業所情報の入力…[事業所情報]画面



- ① 除外率「あり」を選択します。
- ② 事業の種類を入力します。
- ③ 除外率変更前の産業分類をプルダウンから選択すると、 自動的に除外率が表示されます。
- ④ 除外率変更前までの月(4月~10月)までの短時間以外の常用雇用労働者数及び短時間労働者数を入力します。
- ⑤ 【確定】をクリックし入力情報を確定させ、【新規追加】 をクリックし新規画面を開きます。

▲ 入力時の注意事項

事業所情報入力において、除 外率が変更された日の属する 月の**前月まで**の情報を入力し ます。

(2)除外率変更後の事業所情報の入力…[事業所情報画面]



- ① 除外率「あり」を選択します。
- ② 事業の種類を入力します。
- ③ 除外率変更後の産業分類 をプルダウンから選択すると、 自動的に除外率が表示されま す。
- ④ 除外率変更以降の月(11月~3月)の短時間以外の常用雇用労働者数及び短時間労働者数を入力します。
- ⑤ 【確定】をクリックし入力 情報を 確定します。

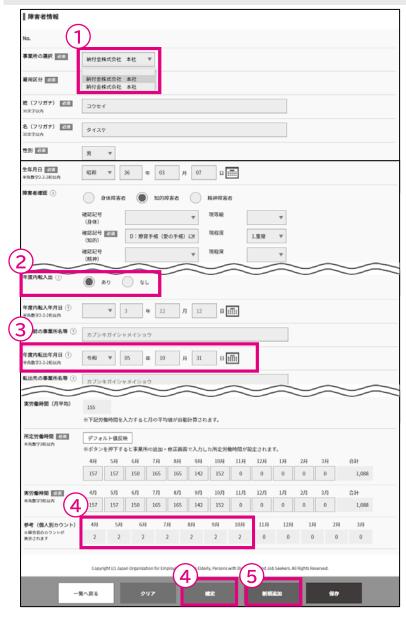
▲ 入力時の注意事項

新規画面で再度、名称、除外率「あり」、除外率変更後の事業の種類・産業分類、 所在地、算定基礎日及び11月から3月までの短時間以外の常用雇用労働者数・短時間労働者数を入力し、「確定」ボタンを押します。

※事業所を複数有している場合は、上記の事業所情報入力を繰り返し入力してください。

事業所別連番001と002で1セットとし、複数の事業所を有している場合は、 事業所別連番003と004で1セット(以降、同様)として同様に作成していき ます。

(3)除外率変更前の障害者情報の入力…[障害者情報]画面



- ① 除外率変更前の事業所を選択します。
- ② 転入出「あり」を選択します。
- ③ 転出年月日に令和5年10 月31日と入力します。
- ④【確定】をクリックすると、 障害者のカウントが表示され ますので参考にしてください (この場合、4月~10月のカウ ントが表示されます)。
- ⑤ 確定後、【新規追加】をクリックし新規画面を開きます。

▲ 入力時の注意事項

除外率変更前の、4月から10月までの障害者の情報を入力します。変更後 (11月以降)も引き続き雇用されている障害者については、転入出「あり」を選択し、転出年月日に変更前の月の末日(10月末日)を入力します。この場合、 転出先の事業所名等の欄への入力は不要です。

(4)除外率変更後の障害者情報の入力…[障害者情報]画面



- ① 除外率変更後の事業所を 選択します。
- ② 転入出「あり」を選択します。
- ③ 転入年月日に令和5年11 月1日と入力します。
- ④【確定】をクリックすると、 障害者のカウントが表示され ますので参考にしてください (この場合、11月~3月のカウ ントが表示されます)。

🛕 入力時の注意事項

除外率変更後の、11月から3月までの障害者の情報を入力します。変更後(11月以降)も引き続き雇用されている障害者については、転入出「あり」を選択し、 転入年月日に変更後の月の初日を入力します。この場合、転入前の事業所名等の欄への入力は不要です。

※障害者を複数雇用している場合は、上記の障害者情報入力を繰り返し行ってください。

9 年度の中途で離職のあとに再雇用した場合

例)令和3年5月1日入社、令和5年5月31日離職、令和5年12月1日再雇用した場合(身体障害者2級)(算定基礎日:1日)

(1)最初の雇入れ年月日、離職年月日の入力



- ① 最初の雇入れ年月日を入力します。
- ② 離職年月日を入力します。
- ③ 【確定】をクリックし入力情報を確定させ、【新規追加】 をクリックし新規画面を開きます。

(2)再雇用年月日の入力



- ① 再雇用年月日を入力します。
- ② 【確定】をクリックし入力 情報を確定します。

🚹 入力時の注意事項

年度の中途で離職のあとに再雇用した障害者の情報を入力する場合、離職年月日と再雇用年月日を一度に入力することはできないため、2回に分けてそれぞれ入力します。再雇用年月日を入力する際は、必ず【新規追加】で新規画面を開き、入力してください。

申告申請書の作成・・・〉申告申請書の送信・印刷・・・終了

10 年度の中途で**転出のあとに転入**した場合

例)令和5年6月1日付けで本社から埼玉支店へ異動。その後、令和6年3月1 日付けで同支店(埼玉支店)から本社へ転入した場合(身体障害者4級)(算定 基礎日:1日)

(1)転出情報の入力(本社から埼玉支店へ)



- 本社を選択します。
- ② 転入出「あり」を選択しま す。
- ③ 令和5年6月1日付けで埼 玉支店に異動したため、その 前日を転出年月日として入力 します。
- ④ 【確定】をクリックすると、 障害者のカウントが表示され ますので参考にしてください (この場合、4月~5月のカウ ントが表示されます)。
- ⑤ 確定後、【新規追加】をク リックし新規画面を開きます。

(2)転出先の情報の入力(埼玉支店分)



- ① 転出先事業所(埼玉支店) を選択します。
- ② 転入出「あり」を選択しま す。
- ③ 令和5年6月1日付けで本 社から転入したため、転入年 月日を入力します。
- ④ 令和6年3月1日付けで本 社へ異動したため、<u>その前日</u> を転出年月日として入力しま す。
- ⑤【確定】をクリックすると、 障害者のカウントが表示され ますので参考にしてください (この場合、6月~2月のカウ ントが表示されます)。
- ⑥ 確定後、【新規追加】をクリックし新規画面を開きます。

申告申請書の作成・・・>申告申請書の送信・印刷・・・ 終了 開始・・・データ取込・・・

(3)転入情報の入力(埼玉支店から本社へ)



- 本社を選択します。
- ② 転入出「あり」を選択しま す。
- ③ 令和6年3月1日付けで埼 玉支店から転入したため、転 入年月日を入力します。
- ④ 【確定】をクリックすると、 障害者のカウントが表示され ますので参考にしてください (この場合、3月のカウントが 表示されます)。

▲ 入力時の注意事項

当該企業の事業所間で転出の後に転入した場合、一度に入力することはでき ません。

この例の場合、(埼玉支店への)転出情報、転出先(埼玉支店)の情報、(本社へ の)転入情報をそれぞれ分けて入力します。入力の際は、必ず【新規追加】で新 規画面を開き、入力してください。

11 年度の中途で重度以外の知的障害者が重度身体障害者となった場合

例)令和5年9月15日に重度以外の知的障害者が重度身体障害者となった場合(算定基礎日:1日)

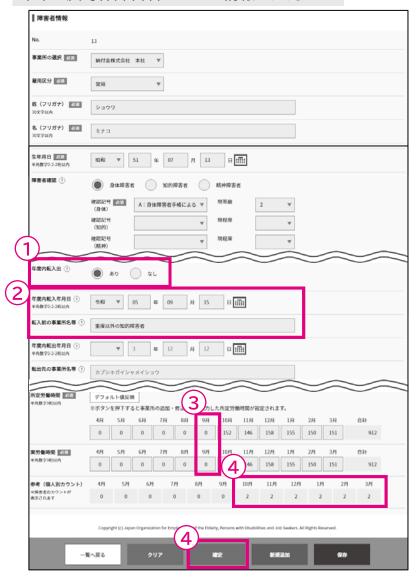
(1)重度以外の知的障害者でなくなった情報の入力



- ① 転入出「あり」を選択します。
- ② 転出年月日に<u>重度身体障害者となった日の前日</u>を入力し、転出先の事業所名等に「重度身体障害者」と入力します。
- ③ 月の途中で障害の区分に変更があった場合、その月の時間数は、算定基礎日にかかる方にまとめて入力します。 (例:9月1日~9月14日が70時間、9月15日~9月30日が72時間だった場合、142時間と入力)
- ④【確定】をクリックすると、 障害者のカウントが表示され ますので参考にしてください (この場合、4月~9月のカウントが表示されます)。
- ⑤ 確定後、【新規追加】をクリックし新規画面を開きます。

開始・・・データ取込・・・ 申告申請書の作成・・・> 申告申請書の送信・印刷・・・ 終了

(2)重度身体障害者となった情報の入力



- ① 転入出「あり」を選択します。
- ② 転入年月日に<u>重度身体障害者となった日</u>を入力し、転入前の事業所名等に「重度以外の知的障害者」と入力します。
- ③ 算定基礎日にかからない 月は入力できません。時間数 は重度以外の知的障害者の入 力欄にまとめて計上します(9 月15日~9月30日で生じた 時間数は、重度以外の知的障 害者の9月に合わせて計上し ます)。
- ④【確定】をクリックすると、 障害者のカウントが表示され ますので参考にしてください (この場合、10月~3月のカウントが表示されます)。

▲ 入力時の注意事項

- ①転出年月日に重度身体障害者となった日の前日を入力し、転出先事業所名等に「重度身体障害者」と入力します。
- ②【新規追加】で新規画面を開き、転入年月日に重度障害者となった日及び転入前の事業所名等に「重度以外の知的障害者」と入力します。

開始・・・データ取込・・・ 申告申請書の作成・・・> 申告申請書の送信・印刷・・・ 終了

12 年度の中途で**知的障害者又は重度知的障害者の判定**を受けた場合

例)令和5年9月15日に知的障害者又は重度知的障害者の判定を受けた場合 (算定基礎日:1日)



- ① 手帳の交付日又は判定書 の判定日等は入力しません。
- ②【確定】をクリックすると、 障害者のカウントが表示され ますので参考にしてください。

▲ 入力時の注意事項

年度の中途で知的障害者又は重度知的障害者の判定を受けた障害者については、**雇入れ年月日に遡り**知的障害者又は重度知的障害者として取り扱います。この場合、手帳の交付日又は判定書の判定日等は記入しません。

開始・・・データ取込・・・ 申告申請書の作成・・・> 申告申請書の送信・印刷・・・ 終了

- 13 年度の中途で同一の判定機関により重度以外の知的障害者が重度知的障害者の再判定を受けた場合
 - 例)令和5年10月1日に重度以外の知的障害者であった方が同一の判定機関により重度知的障害者の再判定を受けた場合(算定基礎日:1日)



- ① 「年度内等級変更日」に再 判定の年月日を入力すると、 「前等級」及び「前程度」の入力 欄が表示されます。
- ② 前程度を選択します。
- ③ 【確定】をクリックすると、 障害者のカウントが表示され ますので参考にしてください。

▲ 入力時の注意事項

既に、療育手帳又は知的障害者判定機関の判定書を所持している方で、同一の判定機関による再判定の結果、重度以外の知的障害者が重度知的障害者と判定された方については、その判定日の年月日をもって、重度知的障害者として取扱います。この場合、再判定の年月日を「年度内等級変更日」に入力してください。

14 年度の中途で重度以外の知的障害者が異なる判定機関により重度知的障 害者と判定を受けた場合

例)重度以外の知的障害者であった療育手帳所持者が、令和5年10月1日、地域 障害者職業センターで重度知的障害者の判定を受けた場合(算定基礎日:1日)



- 確認記号は判定機関に よって異なります。詳細は記 入説明書をご確認ください。
- ② 手帳の交付日又は判定書 の判定日等は入力しません。
- ③ 【確定】をクリックすると、 障害者のカウントが表示され ますので参考にしてください。

⚠ 入力時の注意事項

既に、療育手帳又は知的障害者判定機関の判定書を所持している方で、異な る判定機関による判定の結果、重度以外の知的障害者が重度知的障害者と判 定された方については、雇入れ年月日に遡り重度知的障害者として取り扱い ます。この場合、手帳の交付日又は判定書の判定日等は記入しません。

3章 作成した申告申請書を送信する

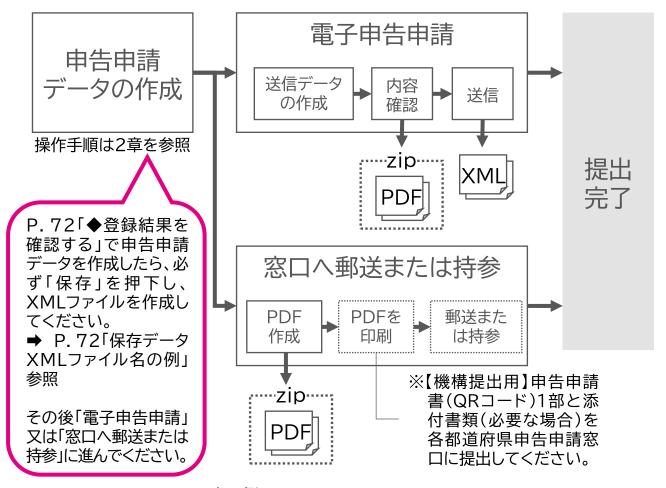
申告申請書を送信する	P. 110
1 電子申告申請により	送信する P. 112
2 申告申請窓口へ送付	する P. 124

申告申請書を送信する

本システムにより作成した申告申請書の電子ファイルを、機構ホームページから送信することにより申告申請書を提出します。

申告申請書および添付書類は、「電子申告申請」を利用すると事業所等から簡単に提出できますので、「電子申告申請」を推奨します。

- ※事前に、電子申告申請用のIDとパスワードを取得し(4章 P. 129「ID・パスワード新規発行」参照)、申告申請用データと必要に応じて添付書類データを作成し、これらファイルの保存先を確認しておいてください。
- ※「窓口へ郵送または持参」して提出することもできます。



zipファイル名の例:

令和05年度_申告申請PDFデータ_1234567890123_

年度

法人番号 または 事業主番号

2023年05月15日13時59分39秒.zip

作成日時

操作の流れ

2章から



手順 申告申請書の送信・ 1 印刷 2章で作成した申告申請書データを もとに、送信データを作成して送信 またはPDFを作成して送付する

申告申請データを送信し提出する場 合

1 電子申告申請により送信する

申告申請窓口へ郵送または持参する 場合

2 申告申請窓口へ送付する

開始・・・データ取込・・・ 申告申請書の作成・・・ 申告申請書の送信・印刷・・・ >終了

1 電子申告申請により送信する

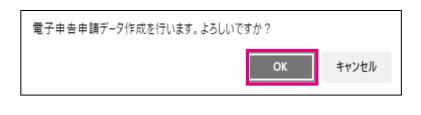
電子申告申請により申告申請データを送信し、提出する場合の操作手順 について説明します。



[申告申請書の送信データ作成]画面が表示されます。

◆ 送信データを作成する

【作成】をクリックします。



確認メッセージが表示されま す。

処理を続行する場合は【OK】 を、処理を中止する場合は 【キャンセル】を選択します。



申告申請データ(XMLファイル)を保存します。

なお、電子申告申請により送信する場合、自動的についているファイル名を変更すると取り込めなくなるのでご注意ください。

開始・・・データ取込・・・ 申告申請書の作成・・・ 申告申請書の送信・印刷・・・ 入終了



[申告申請書の送信データ作成]画面に戻ります。

内容を確認する場合は、【内容確認へ】をクリックします。

→ 「◆ PDFを作成する」に進みます。

申告申請書を送信する場合は、 【申告申請書の送信へ】をク リックします。

→ P. 116「◆ ログインする」 に進みます。



[PDF作成/印刷]画面が表示されます。

◆ PDFを作成する

【PDF作成】をクリックします。

確認メッセージが表示されま す。

処理を続行する場合は【OK】 を、処理を中止する場合は 【キャンセル】を選択します。

MDFRMA 高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者雇用納付金 電子申告申請システム お問い合わせ先 ↑ 令和5年度申告申請(申告申請対象期間:令和4年4月~令和5年3月) 申告申請書の作成 申告申請書の送信・印刷 終了 1 -- 2 処理完了 ■ PDF作成が完了しました。 来年度に由告申請のデータが活用できますので 「保存」ボタンを押下し、データの保存を行ってください。 データの保存が完了しましたら、「閉じる」をクリックし、 「申告申請書の送信データ作成」画面に戻ってください。 閉じる

PDF作成が完了しましたと表 示されます。

各様式のPDFファイルが、1つ のzipファイルで作成されます。



- (A) 令和05年度 申告申請PDFデータ(【機構提出用】申告申請書(ORコード))... Adobe Acrobat D...
- 風 令和05年度 申告申請PDFデータ(【事業主控用】申告申請書(QRコード))... Adobe Acrobat D...
- 令和05年度_申告申請PDFデータ(申告申請書)_1234567890123_2023年05... Adobe Acrobat D...
- 令和05年度_申告申請PDFデータ(報告書(1))_1234567890123_2023年... Adobe Acrobat D...
- ⑤ 令和05年度_申告申請PDFデータ(報告書(2)短時間)_1234567890123_...

■ 令和05年度_申告申請PDFデータ(報告書(2)常用)_1234567890123_20... Adobe Acrobat D... Adobe Acrobat D...

作成されたzipファイルをダブ ルクリックし、作成されたPDF ファイルを開いて内容を確認 します。

ポイント▶ PDFファイルが文字化けする場合

お使いの端末の解凍ソフトにより当該事象が発生する場合があります。以下の操作 はWindowsの一般的な方法を指しております。

- ①圧縮ファイルアイコン上で右クリックし、「プログラムから開く」を選択し、「エクスプ ローラー」を押下します。
- ②「エクスプローラー」での解凍が開始されるので、ウインドウ上部に表示される「す べて展開」を押下します。
- ③「参照」を押下し、解凍ファイルの保存先を選択します。
- ④展開すると、正常なファイル名での解凍が完了します。

開始・・・データ取込・・・ 申告申請書の作成・・・ 申告申請書の送信・印刷・・・ 〉終了



[PDF作成/印刷]画面に戻り ます。

【閉じる】をクリックします。



[申告申請書の送信データ作成]画面に戻ります。

内容に不備がある場合は、【戻る】ボタンをクリックし、申告申 請書の内容を修正します。

➡ P. 65「申告申請額の確認・追加情報を登録する」に戻ります。

内容に不備がない場合は、【申 告申請書の送信へ】ボタンをク リックし、申告申請書を送信し ます。

→ P. 116「◆ ログインする」 に進みます。

[ログイン]画面が表示されます。

- ◆ ログインする
- ①「ユーザID」「パスワード」 を入力します。

入力した内容でよければ
②【ログイン】をクリックします。

ポイント▶パスワードを忘れた場合

「パスワードを忘れた場合」のリンクをクリックしてパスワードを再設定します。

➡ P. 136「パスワード再設定」参照

ポイント▶ユーザIDとパスワードを忘れた場合

「ユーザIDとパスワードを忘れた場合」のリンクをクリックしてID・パスワードを新規に発行します。

→ P. 129「ID・パスワード新規発行」参照

ポイント ▶ パスワード変更から1年以上経過している場合

パスワード変更から1年以上経過している場合、パスワード変更を促すメッセージが表示されます。

ポイント▶ID・パスワードを持っていない場合

【戻る】をクリックし、申告申請データを必ず作成・保存のうえ、ホーム画面よりID・パスワードの新規発行を行います。

→ P. 131「ID・パスワード新規発行申請」参照

開始・・・データ取込・・・ 申告申請書の作成・・・ 申告申請書の送信・印刷・・・ >終了



[申告申請書の送信]画面が表示されます。

◆ 作成した送信データを選択 する

「電子申告申請データ」の 【ファイルを選択】をクリックし ます。



「開く」画面が表示されます。

P. 112「① 電子申告申請により送信する」で作成した XMLファイルを選択し、【開 く】をクリックします。

なお、電子申告申請により送信する場合、自動的についているファイル名を変更すると取り込めなくなるのでご注意ください。

XMLファイル名の例:

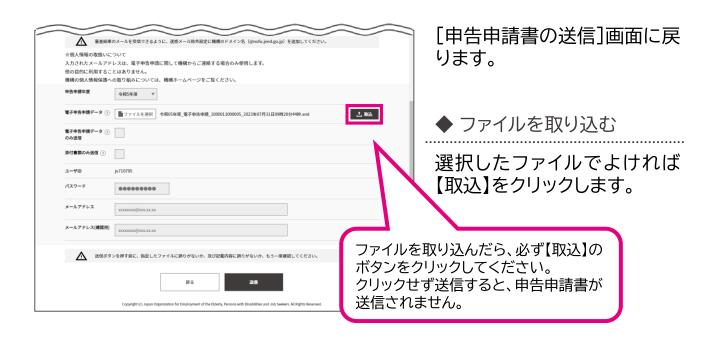
令和05年度電子申告申請1234567890123年度法人番号 または事業主番号

2023年05月15日14時56分56秒.xml

作成日時



開始・・・データ取込・・・ 申告申請書の作成・・・ 申告申請書の送信・印刷・・・ 入終了



申告申請年度	令和5年度 ▼
電子申告申請データ ②	■ファイルを選択 令和05年度_電子中音申請_100001100005_2023年07月31日の時20分44秒 xml よ 取込
添付書類のみ送信 ③	
ユーザル	je710795
パスワード	00000000
メールアドレス	XXXXXX®XXX.XX
メールアドレス(確認用)	XXXXXX0€XXX.XX
▲ 送信ボタ:	vを押す前に、指定したファイルに関りがないか、及び記憶内容に誤りがないか、もう一度確認してください。
	戻る 滋療

「電子申告申請データ」に取り 込んだファイル名が表示され たことを確認します。

- → 添付書類提出の確認メッセージが表示されていない場合は、P. 122「◆パスワード、メールアドレスを入力する」に進みます。
- → 添付書類提出の確認メッセージが表示されている場合は、P. 119「◆ 添付書類の提出方法を指定する」に進みます。

開始・・・データ取込・・・ 申告申請書の作成・・・ 申告申請書の送信・印刷・・・ 〉終了



■「郵送」を選択した場合の画面



◆ 添付書類の提出方法を指 定する

添付書類提出の確認メッセージが表示されている場合は、 添付書類を提出します。

「添付書類の提出方法」を選択します。

→「【推奨】電子申告申請システムで送信」を選択した場合は、添付書類ボタンをクリック時にP. 120「添付書類の送信」に進みます。

ポイント 添付書類

「添付書類が添付されていません。」は添付書類を登録するまで表示されます。

→「郵送」を選択した場合は、
P. 122「◆パスワード、メールアドレスを入力する」に進みます。

開始・・・データ取込・・・ 申告申請書の作成・・・ **申告申請書の送信・印刷・・・>**終了

添付書類の送信

電子申告申請システムで送信する添付書類を指定します。



【添付書類】をクリックします。

ポイント 発注証明書

納付金申告事業主及び常用 雇用労働者が300人を超 える調整金等支給金申請事 業主の方は、申告申請書と 同時に発注証明書を送信す ることができません。 申告申請書を送信後、再度 発注証明書のみ送信してく ださい。



[添付書類の選択]画面が表示されます。

◆ 添付書類のファイルを選択 する

【ファイルを選択】をクリックし ます。

※令和5年度申告申請までは 源泉徴収票等(写)にファイル を添付していないと障害者手 帳等(写)及び発注証明書を送 信することができなかったの ですが、単独で障害者手帳等 (写)及び発注証明書を送信で きるよう改修しました。

申告申請書の送信・印刷・・・・)終了 開始・・・データ取込・・・申告申請書の作成・・・



[開く]画面が表示されます。

添付書類ファイルを選択し、 【開く】をクリックします。



[添付書類の選択]画面に戻り ます。

◆ ファイルを添付する

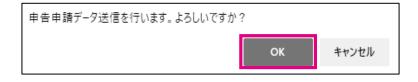
選択したファイルでよければ 【閉じる】をクリックします。

開始・・・データ取込・・・ 申告申請書の作成・・・ 申告申請書の送信・印刷・・・ 入終了



[申告申請書の送信]画面に戻ります。

- ◆ パスワード、メールアドレス を入力する
- ①「パスワード」「メールアドレス」「メールアドレス(確認用)」 を入力します。
- ◆ 送信する
- ② 入力した内容でよければ 【送信】をクリックします。



確認メッセージが表示されま す。

処理を続行する場合は【OK】 を、処理を中止する場合は 【キャンセル】を選択します。

ポイント▶エラー表示

入力内容に誤りがある場合は、エラーメッセージが表示されます。メッセージに従い、該当項目を修正してください。

開始・・・データ取込・・・ 申告申請書の作成・・・ 申告申請書の送信・印刷・・・ 終了



[処理完了]画面が表示されます。

作成した申告申請データを翌年度申告申請用として保存しておく場合は、【保存】をクリックするとダウンロードフォルダに保存されます。

※申告内容を修正する場合、 保存したXMLファイルを使用 するとすぐに修正できますの で、保存を推奨しております。



[申告申請書の送信]画面で指定したメールアドレス宛てに、審査結果メールが送信されますので、必ずご確認ください。申告申請内容にエラーがある場合は、メールに該当箇所が記載されていますので、修正して再度データ送信してください。

審査結果メールが届かない場合は、申告申請書が提出 されていない可能性がありますので、必ず申告申請期 限内に、各都道府県申告申請窓口にご連絡ください。 申告申請期限直前はシステムが混み合うことが予想さ れますので余裕をもってご提出ください。

「nofumail@nofu.jeed.go.jp」からメールが届きますので、事前に受信できるよう設定をしてください。

ポイント▶別の事業主の申告申請をする場合

社会保険労務士の方など、複数の事業主の申告申請書を作成・送信する場合は、一旦ログアウトボタンをクリックしてログアウトしてください。P.8「申告申請書を作成する」より申告申請書を作成いただき、別の事業主のIDとパスワードでログインして送信してください。

→ P. 116 「◆ログインする」

開始・・・データ取込・・・ 申告申請書の作成・・・ 申告申請書の送信・印刷・・・ 〉終了

2 申告申請窓口へ送付する

申告申請窓口へ郵送または持参する場合の操作手順について説明します。



[申告申請窓口へ提出する]画面が表示されます。

【PDF作成/印刷】をクリックします。

※再確認のお願い

申告申請書(QRコード)を郵送する前に、障害者雇用納付金の申告申請義務がある(常用雇用労働者の総数が100人を超える月が連続または断続して5か月以上ある事業主)か再度ご確認ください。

義務がない場合、申告申請する必 要はございませんので、郵送は不 要です。

義務があるかどうかわからない場合は、郵送前に各都道府県申告申請窓口までお問い合わせください。

開始・・・データ取込・・・ 申告申請書の作成・・・ 申告申請書の送信・印刷・・・ >終了



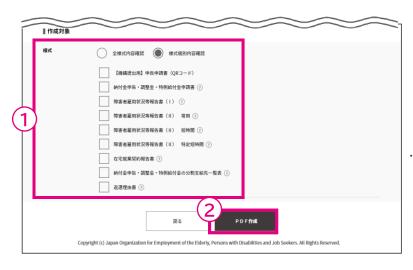
[PDF作成/印刷]画面が表示されます。

- ◆ PDF作成する対象様式を 選択する
- ① 作成対象の「様式」を選択します。

ポイント PDF作成

事業主控は手元に保管してください。

- ※「全様式内容確認」を選択した場合、登録した全ての申告申請書をPDF作成します。
- ■「様式個別内容確認」を選択した場合の画面例



- ※「様式個別内容確認」を選択した場合、PDF作成対象とする様式のチェックボックスにチェックを入れます。
- ◆ PDFを作成する

選択した様式でよければ ②【PDF作成】をクリックしま す。 開始・・・データ取込・・・ 申告申請書の作成・・・ 申告申請書の送信・印刷・・・ >終了

選択した様式について、PDF作成を行います。よろしいですか?

OK キャンセル

確認メッセージが表示されま す。

処理を続行する場合は【OK】 を、処理を中止する場合は 【キャンセル】を選択します。



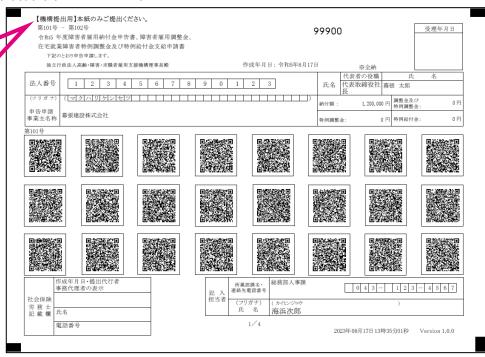
[処理完了]画面が表示されま す。

作成したPDFを印刷し、【機構提出用】申告申請書(QRコード)1部と添付書類(必要な場合)を郵送または持参にて提出します。

作成した申告申請データを翌年度申告申請用として保存しておく場合は、【保存】をクリックするとダウンロードフォルダに保存されます。

【機構提出用】申告申請書(QRコード)サンプル

【事業主控用】の申告 申請書ではなく、 【機構提出用】をご提 出ください。



開始・・・データ取込・・・申告申請書の作成・・・申告申請書の送信・印刷・・・終了

ポイント▶受理日の確認を希望する場合

様式『受理日確認印を希望する事業主の皆様へ』を申告申請書と併せて提出します。 ※当該様式は、記入説明書内のページをコピーするか、または機構ホームページ ((障害者の雇用支援>障害者雇用納付金> 申告申請書類の様式、各種届出用紙の ダウンロード))からダウンロードしてください。

ポイント▶添付書類の提出が必要な事業主

添付書類を申告申請書と併せて提出します。

※添付書類については記入説明書を参照してください。

申告申請等の作成方法等

電子申告申請用 4章 ID・パスワード を設定する

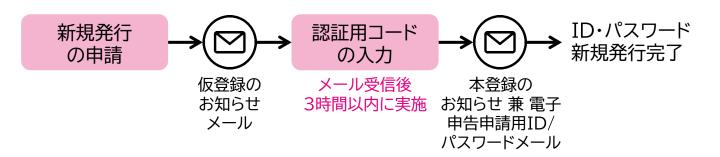
1	ID・パスワード新規発行	Ρ.	129
2	パスワード再設定	Ρ.	136
3	パスワード変更	P	1/13

過年度に取得済みのIDとパスワードはそのまま お使いいただけますので、新たに取得していた だく必要はありません。

電子申告申請用ID・パスワードの新規発行を申請します。

申請すると、申請時に入力したメールアドレス宛てに仮登録のお知らせ メールが届きます。

仮登録のお知らせメールに記載されている内容に従って、本登録を行ってください。本登録完了後、本登録お知らせメール 兼 電子申告申請用 ID/パスワードメールが送信され、IDおよび初期パスワードが通知されますので、ご確認ください。





仮登録のお知らせメールや本登録のお知らせ兼電子申告申請用ID/パスワードメールは「nofumail@nofu.jeed.go.jp」から送付されますので、事前に受信できるよう設定してください。



個人事業主で、機構が発行する事業主番号をお持ちでない場合は、 本メニューから取得いただくことはできません。 各都道府県申告申請窓口までお問い合わせください。



ID・パスワード新規発行直後に発行されるパスワードを「初期パスワード」といいます。

本システムに初期パスワードでログインする際、初期パスワードの変更が必要なため、[パスワード変更]画面が表示されます。 任意のパスワードに変更してください。



過去にID・パスワード発行済みでも、ID・パスワードとメールアドレスを忘れた場合は、再度ID・パスワード新規発行が必要です。

操作の流れ

手順 **1**

ホーム

メインメニューから「ID・パスワード新規 発行」を選択する

手順 **2** ID・パスワード発行 申請

ID・パスワードの新規発行を申請する

ホーム・・・>ID・パスワード発行申請

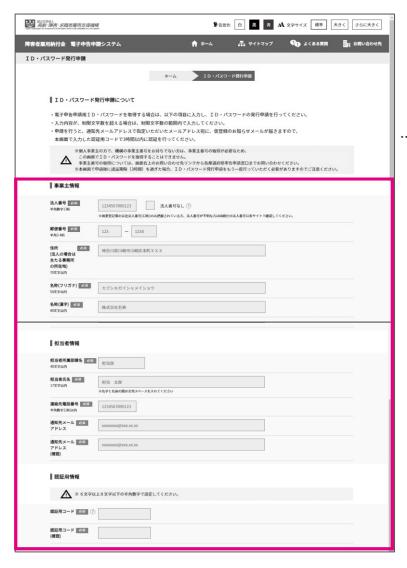
1 ID・パスワード新規発行申請

ID・パスワードの新規発行を申請する場合の操作手順について説明します。



【ID・パスワード新規発行】を クリックします。

ホーム・・・ID・パスワード発行申請



[ID・パスワード発行申請]画面が表示されます。

◆ 申請情報を入力する

「事業主情報」「担当者情報」および「認証用情報」を入力します。「認証用コード」は、任意の数字6~8桁を入力してください。

▲ 入力時の注意事項⇒ P. 133

ポイント▶認証用コード

任意の数字6~8桁で設定するコード番号。仮登録お知らせメール受信後、ID・パスワード発行の際に再度入力が必要となります。

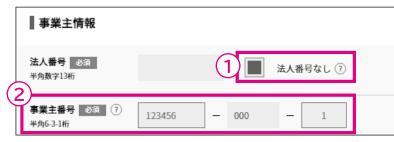
ホーム・・・ ID・パスワード発行申請

▲ 入力時の注意事項

法人番号

法人番号のある事業主の場合、法人番号(13桁)を入力します。

▶ 法人番号のない事業主の場合

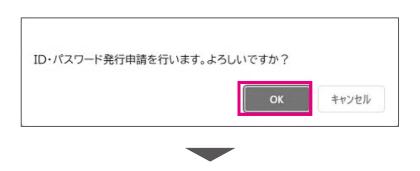


法人番号のない事業主の場合、 ①「法人番号なし」のチェックボックスにチェックを入れ、②「事業主番号」を入力します。



◆ 申請する

入力した内容でよければ【申 請】をクリックします。



確認メッセージが表示され ます。

処理を続行する場合は 【OK】を、処理を中止する場合は【キャンセル】を選択します。

ポイント▶エラー表示

入力内容に誤りがある場合は、エラーメッセージが表示されます。メッセージ に従い、該当項目を修正してください。

中告申請等の作成方法等

ホーム・・・ ID・パスワード発行申請



[処理完了]画面が表示されま す。

メインメニューに戻る場合は、 【メインメニューへ】をクリック します。



申請時に入力したメールアドレス宛てに、電子申告申請 仮登録お知らせメールが送信されます。

仮登録お知らせメール

本登録用URL:

受信した「電子申告申請仮登録お知らせメール」を開き、メール本文にある本登録用URLのリンクをクリックします。

ポイント▶ アクセスできな い場合

URLのリンクをクリックして もアクセスできない場合は、 URLをコピーして、インター ネットブラウザのアドレス バーに貼り付けてアクセスし てください。

ホーム・・・ID・パスワード発行申請



[認証用コード入力]画面が表示されます。

- ◆ 認証用コードを入力する
- ① ID・パスワード新規発行申請時に設定した「認証用コード」を入力し、②【確認】をクリックします。

▲ 入力時の注意事項

認証用コードの入力を5回連続して 誤ると、当該認証用コードは無効と なり、本登録ができなくなります。 再度、ID・パスワード新規発行申請 が必要となるため、入力誤りにご注 意ください。



[処理完了]画面が表示されま す。

メインメニューに戻る場合は、 【メインメニューへ】をクリック します。



申請時に入力したメールアドレス宛てに、電子申告申請本登録お知らせ 兼 電子申告申請用ID・パスワードメールが送信されます。本登録お知らせメール内にIDおよびパスワードが記載されているため、内容を確認してください。

2 パスワード再設定

パスワードを忘れてしまった場合に、パスワード再設定申請を行い新しい 任意のパスワードを再設定します。パスワードに使用できる文字数など、 設定に関する注意を確認し、設定してください。

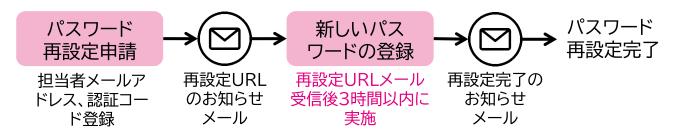
▲ 入力時の注意事項

パスワード設定に関する注意点は以下のとおりです。

- 9文字以上13文字以下で英大文字、英小文字、数字、記号の組み合わせで設定してください。
- ・ 使用できる記号は!"#\$%&'()*+,-./:;<=>?@[\]^ `{|}~です。
- 第三者から推測されやすい文字列は設定できません。
- ユーザIDを含めることはできません。

パスワード再設定申請を行うと、申請時に入力したメールアドレス宛てに パスワード再設定用URLお知らせメールが届きます。

パスワード再設定用URLにアクセスし、お知らせメールに記載されている内容に従って、再設定を完了してください。再設定完了後、再設定完了メールが通知されます。



ポイント▶ パスワード再設定にはメールアドレスが必要です。

メールアドレスも忘れてしまった場合は、「ID・パスワード新規発行」メニューよりユーザ IDおよびパスワードを新規に発行して下さい。

→ P. 129「ID・パスワード新規発行」参照

操作の流れ

手順 **1**

ホーム

メインメニューから「パスワード再設定」 を選択する

手順 **2** パスワード再設定 申請

パスワードの再設定を申請する

1 パスワード再設定申請

パスワードの再設定を申請する場合の操作手順について説明します。



【パスワード再設定】をクリックします。

ホーム・・・ パスワード再設定申請



[パスワード再設定申請]画面が表示されます。

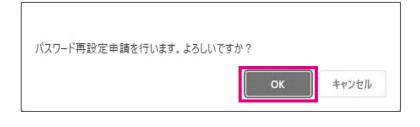
- ◆ 申請情報を入力する
- ①「登録済情報」「認証用情報」を入力します。「認証用コード」は、任意の数字6~8桁を入力してください。
- ▲ 入力時の注意事項⇒ P. 133

ポイント▶認証用コード

任意の数字6~8桁で設定するコード番号。パスワード再設定用URLメール受信後、パスワード再設定の際に再度入力が必要となります。

◆ 申請する

入力した内容でよければ
②【申請】をクリックします。



確認メッセージが表示されま す。

処理を続行する場合は【はい】 を、処理を中止する場合は【い いえ】を選択します。

ポイント エラー表示

入力内容に誤りがある場合は、エラーメッセージが表示されます。メッセージ に従い、該当項目を修正してください。

甲告申請等の作成方法等

ホーム・・・ パスワード再設定申請



[処理完了]画面が表示されます。

メインメニューに戻る場合は、 【メインメニューへ】をクリック します。



申請時に入力したメールアドレス宛てに、電子申告申請用 パスワード再設定用URLメールが送信されます。

電子申告申請用パスワード再設定 用URLメール

再設定用URL:

受信した「電子申告申請用パスワード再設定用URLメール」を開き、メール本文にある再設定用URLのリンクをクリックします。

ポイント アクセスできな い場合

URLのリンクをクリックして もアクセスできない場合は、 URLをコピーして、インター ネットブラウザのアドレス バーに貼り付けてアクセスし てください。

ホーム・・・ パスワード再設定申請



[認証用コード入力]画面が表示されます。

- ◆ 認証用コードを入力する
- ① パスワード再設定申請時に設定した「認証用コード」を入力し、②【確認】をクリックします。

▲ 入力時の注意事項

認証用コードの入力を5回連続して 誤ると、当該認証用コードは無効と なり、パスワード再登録ができなく なります。

再度、パスワード再設定申請が必要 となるため、入力誤りにご注意くだ さい。

[パスワード再設定]画面が表示されます。

- ◆ パスワードを入力する
- ①「新しいパスワード」を2回 入力し、②【登録】をクリックし ます。

ホーム・・・ パスワード再設定申請



[処理完了]画面が表示されます。

メインメニューに戻る場合は、 【メインメニューへ】をクリック します。



申請時に入力したメールアドレス宛てに、電子申告申請用パスワード再設定完了メールが送信されます。

3 パスワード変更

電子申告申請用のパスワードを変更します。

パスワードに使用できる文字数など、設定に関する注意を確認し、設定してください。

▲ 入力時の注意事項

パスワード設定に関する注意点は以下のとおりです。

- 9文字以上13文字以下で英大文字、英小文字、数字、記号の組み合わせで 設定してください。
- 使用できる記号は!"#\$%&'()*+,-./:;<=>?@[\]^ `{|}~です。
- 第三者から推測されやすい文字列は設定できません。
- ユーザIDを含めることはできません。

操作の流れ

手順 **1**

ホーム

メインメニューから「パスワード変更」を 選択する

手順 **2**

パスワード変更

パスワードを変更する

1 パスワード変更

パスワードを変更する場合の操作手順について説明します。



【パスワード変更】をクリックし ます。

ホーム・・・パスワード変更



[パスワード変更]画面が表示されます。

- ◆ パスワードを入力する
- ①「現在のパスワード」「新しいパスワード」「新しいパスワード」「新しいパスワード」「新しいパスワード(確認用)」を入力します。
- ◆ 入力内容を登録する

入力した内容でよければ ②【登録】をクリックします。

ポイント▶エラー表示

入力内容に誤りがある場合は、エラーメッセージが表示されます。メッセージ に従い、該当項目を修正してください。



[処理完了]画面が表示されます。

メインメニューに戻る場合は、 【メインメニューへ】をクリック します。

| 1 | 住所、名称等変更届出

住所、名称等に変更があった場合、変更届を登録します。 機構にて内容確認後、変更結果がシステムに反映されます。

業主情報の

雪 雪 操作の流れ

メインメニューから「住所、名称等変更 届出」を選択する

> 手順 2 住所、名

変更内容を入力し、保存する

住所、名称等変更届出

住所、名称等変更届出------P. 147 *1

住所、名称等変更届出 ------ P. 148

2 吸収合併、相続、廃止等届出 ----- P. 152 %2

吸収合併、相続、廃止等届出 ----- P. 153

※1 住所、名称等変更届出

住所等の変更を反映させた申告申請書をご提出いただく場合は、この変更国の提出は必要ありません。

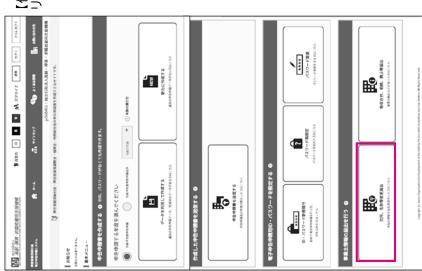
※2 吸収合併、相続、廃止等届出 最寄りの各都道府県申告申請窓口までお問合せください。

5章 事業主情報の届出を行う | 1 住所、名称等変更届出

ホーム…シー所、

住所、名称等変更届出

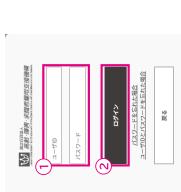
住所、名称等の変更の届出を提出する場合の操作手順について説明します。



【住所、名称等変更届出】をク リックします。

5章 事業主情報の届出を行う | 1 住所、名称等変更届出

住所、名称等変更届出



[ログイン]画面が表示されます。

- ◆ ログインする
- ① 「ユーザID」「パスワード」 を入力します。
- 入力した内容でよければ ② 【ログイン】をクリックします。

ポイントトパスワードを忘れた場合

「パスワードを忘れた場合」のリンクをクリックしてパスワードを再設定します。 ▶ P. 136「パスワード再設定」参照

ポイント▶ユーザIDとパスワードを忘れた場合

「ユーザIDとパスワードを忘れた場合」のリンクをクリックしてID・パスワードを新規 に発行します。 ▶ P. 129「ID・パスワード新規発行」参照

ポイント▶パスワード変更から1年以上経過している場合

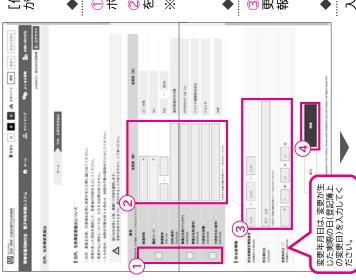
パスワード変更から1年以上経過している場合、パスワード変更を促すメッセージが 表示されます。

ポイント▶ID・パスワードを持っていない場合

【戻る】をクリックし、申告申請データを必ず作成・保存のうえ、ホーム画面よりID・パスワードの新規発行を行います。 ▶ P. 131「ID・パスワード新規発行申請」参照

5章 事業主情報の届出を行う | 1 住所、名称等変更届出

ホーム… 住所、名称等変更届出



[住所、名称等変更届出]画面 が表示されます。

◆ 変更内容を入力する

- ① 変更のある項目のチェック ボックスにチェックを入れます。
- ②「変更後(新)」に変更内容 を入力します。
- ※変更のある項目のみ入力し ます。

◆ 担当者情報を入力する

- ③ 担当者氏名や連絡先に変 更がある場合は、「担当者情報」に入力します。
- ◆ 入力内容を送信する

入力した内容でよければ ④ [送信]をクリックします。

5章 事業主情報の届出を行う | 1 住所、名称等変更届出

ホーム… 住所、名称等変更届出



確認メッセージが表示されます。 す。 処理を続行する場合は[OK] を、処理を中止する場合は [キャンセル]を選択します。

ポイント〉エラー表示 入力内容に誤りがある場合は、エラーメッセージが 表示されます。メッセージ に従い、該当項目を修正 してください。



[処理完了]画面が表示されま す。

メインメニューに戻る場合は、 【メインメニューヘ】をクリック します。

吸収合併、相続、廃止等届出

事業主に吸収合併、相続、廃止等が生じた場合に、その旨を登録します。 機構にて内容確認後、届出内容がシステムに反映されます。

操作の流れ

オーケ

メインメニューから「吸収合併、相続、廃止等届出」を選択する

吸収合併、相続、廃止 等届出 **₩**へ

届出内容を入力し、保存する

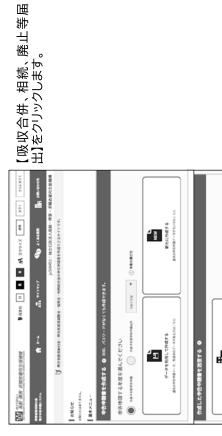
この手続きは、吸収合併、相続、廃止等にかかる申告申請ではありません。 この届出とは別に、合併の日・相続の日・事業を廃止した日から45日以内 に申告申請を行う必要があります。 令和6年度中の吸収合併、相続、廃止の手続きにおいては改正後の障害者 の雇用の促進等に関する法律が適用されるため、45日以内に申告申請書 を作成・提出できるよう、速やかに各都道府県申告申請窓口にご相談くだ

5章 事業主情報の届出を行う | 2 吸収合併、相続、廃止等届出

ホーム・・・→ 吸収合併、相続、廃止等届出

吸収合併、相続、廃止等届出

吸収合併、相続、廃止等の届出を提出する場合の操作手順について説明 します。

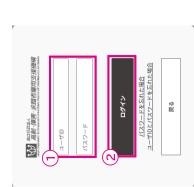


/220-FRE . 88. ALSERI 2 (2.7 – F. MR22) 電子中告中間月10・バスワードを設定する ① OK. Shvresi 事業主情報の届出を行う 📵

P. 152

2 吸収合併、相続、廃止等届出 5章 事業主情報の届出を行う |

吸収合併、相続、廃止等届出 - - マー : : :



[ログイン]画面が表示されま

□グインする

1 [ユーザID][パスワード] を入力します。

2 [ログイン]をクリックします。 入力した内容でよければ

ポイント▶パスワードを忘れた場合

「パスワードを忘れた場合」のリンクをクリックしてパスワードを再設定します。 ▶ P. 136「パスワード再設定」参照

ポイント▶ユーザIDとパスワードを忘れた場合

「ユーザIDとパスワードを忘れた場合」のリンクをクリックしてID・パスワードを新規 に発行します。

▼ P. 129「ID・パスワード新規発行」参照

ポイント ▶ パスワード変更から1年以上経過している場合

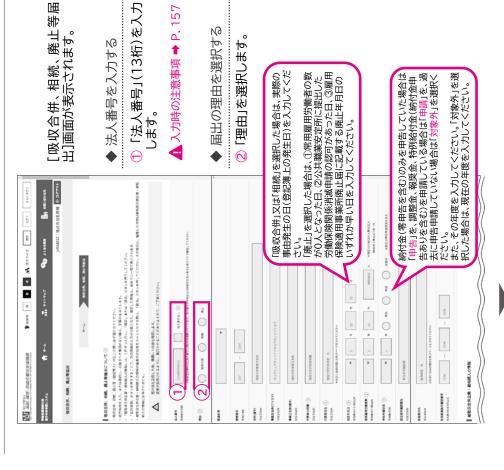
パスワード変更から1年以上経過している場合、パスワード変更を促すメッセージが 表示されます。

ポイント▶ID・パスワードを持っていない場合

【戻る】をクリックし、申告申請データを必ず作成・保存のうえ、ホーム画面よりID・パスワードの新規発行を行います。 ▶ P. 131「ID・パスワード新規発行申請」参照

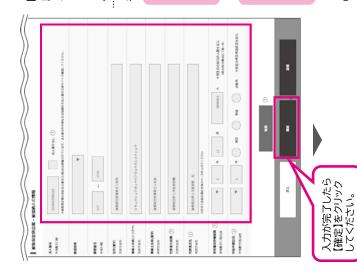
吸収合併、相続、廃止等届出 ~ 5章 事業主情報の届出を行う |

吸収合併、相続、廃止等届出



5章 事業主情報の届出を行う | 2 吸収合併、相続、廃止等届出

吸収合併、相続、廃止等届出 - 17-7-1



吸収合併、相続の場合、「被吸収合併企業・被相続人の情報」 を入力します。

◆ 届出内容を入力する

各項目を入力します。

入力内容をクリアする場合は【取消】をクリックします。 ポイント▶入力の取消し

被吸収合併企業・被相続 人の直近の申告申請状況 を入力・選択します。 ポイント 申告申請状況

◆ 被吸収合併企業・被相続人の情報が同一の場合は、P. 157「◆ 入力内容を送信する」に進みます。

▼ 被吸収合併企業・被相続人の情報が複数ある場合は、P. 159「被吸収合併企業、被相続人が複数ある場合」に進相続人が複数ある場合」に進

5章 事業主情報の届出を行う | 2 吸収合併、相続、廃止等届出

ホーム・・・ 吸収合併、相続、廃止等届出

↑ 入力時の注意事項

法人番号

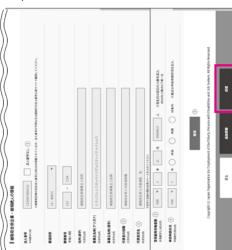
法人番号のある事業主の場合、法人番号(13桁)を入力します。

▶ 法人番号のない事業主の場合



法人番号のない事業主の場合、 ①「法人番号なし」のチェックボッ クスにチェックを入れ、②「事業主 番号」を入力します。





5章 事業主情報の届出を行う | 2 吸収合併、相続、廃止等届出

ホー△・・・ 吸収合併、相続、廃止等届出



確認メッセージが表示されま す。 処理を続行する場合は[OK]を、処理を中止する場合は [キャンセル]を選択します。

ポイント エラー表示

入力内容に誤りがある場合は、エラーメッセージが 表示されます。メッセージ に従い、該当項目を修正してください。



[処理完了]画面が表示されま す。

す。 メインメニューに戻る場合は、 【メインメニューへ】をクリック します。

5章 事業主情報の届出を行う | 2 吸収合併、相続、廃止等届出

ホーム・・・ 吸収合併、相続、廃止等届出

被吸収合併企業、被相続人が複数ある場合

被吸収合併企業、被相続人を複数入力します。

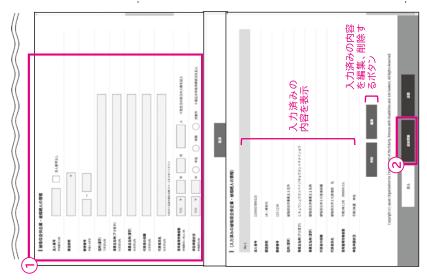


◆1件目を入力済みにする① 1件目の被吸収合併企業

① 1件目の被吸収合併企業、 被相続人の情報を入力し、 ② [追加登録]をクリックします。

5章 事業主情報の届出を行う | 2 吸収合併、相続、廃止等届出

一△··· 吸収合併、相続、廃止等届出



「被吸収合併企業・被相続人の情報」欄が空欄になり、画面下間に、「(入力済みの被吸収合併企業・被相続人の情報)」が表示され、1件目の入力内容が表示されます。

◆ 2件目を入力する

① 続けて、2件目の被吸収合併企業・被相続人の情報を入力します。

ポイントを編集

入力済みの被吸収合併企業、被相続人の情報を編集する場合は、[編集]を クリックします。

ポイントを削除

入力済みの被吸収合併企業、被相続人の情報を削除する場合は、【削除】を クリックします。

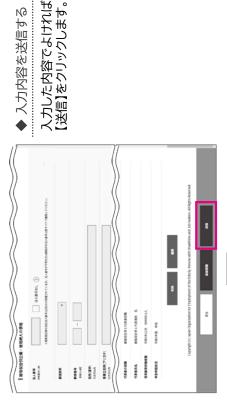
さらに追加入力する

2件目の内容を入力後、さら に追加する場合は、② [追加 登録]をクリックします。 画面下部に2件目の入力内容が表表示されたことを確認し、必要な分だけ①と②を繰り返して入力します。

すべての入力が完了した場合は、P. 161「◆ 入力内容を送信する」に進みます。

5章 事業主情報の届出を行う | 2 吸収合併、相続、廃止等届出

ホーム・・・ 吸収合併、相続、廃止等届出



確認メッセージが表示されま す。

処理を続行する場合は[OK] を、処理を中止する場合は [キャンセル]を選択します。

キャンセル

入力内容を確定します。よろしいでしょうか?

ポイント エラー表示

入力内容に誤りがある場合は、エラーメッセージが 表示されます。メッセージ に従い、該当項目を修正してください。 [処理完了]画面が表示されま す。

メインメニューに戻る場合は、 【メインメニューへ】をクリック します。

